

令和7年第1回（3月）定例町議会

（第2日 3月5日）

令和7年第1回（3月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年3月5日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 7号 西伊豆町附属機関設置条例を制定する条例案について
- 日程第 3 議案第 8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案について
- 日程第 4 議案第 9号 西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第10号 西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第11号 西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第12号 西伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第13号 西伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第14号 西伊豆町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第15号 西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第16号 西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案について
- 日程第12 議案第17号 西伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第13 議案第18号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第14 議案第19号 西伊豆町営テニスコート条例を廃止する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	村松圭吾君
まちづくり戦略課長	長島司君	産業振興課長	渡邊貴浩君
窓口税務課長	高橋昌子君	健康福祉課長	鈴木一博君
環境課長	土屋智英君	防災課長	真野隆弘君
企業課長	居山繫君	会計課長	森健君
教育委員会事務局長	朝倉通彰君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野浩正	書記	堤浩之
--------	------	----	-----

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（堤 豊君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順序に従い発言を許します。

なお、本定例会において、一般質問に対し、町長に反問権を付与しています。

◇ 3番 仲田慶枝君

○議長（堤 豊君） 通告4番、仲田慶枝君。

3番、仲田慶枝君。

〔3番 仲田慶枝君登壇〕

○3番（仲田慶枝君） おはようございます。ただいま議長よりお許しを頂きましたので、3番仲田慶枝、壇上より質問をいたします。

私の今回の質問は、大きく1点でございます。大規模災害時における避難についてでございます。静岡県第4次地震被害想定では、南海トラフ巨大地震が発生した場合、西伊豆町のレベル2での最大津波高は15メートル、津波浸水区域面積は250ヘクタール、最短津波到達時間は沿岸部で地震発生後5分未満、津波浸水想定区域内の人口は令和2年時点で5,700人程度、津波による死者数は約4,300人と想定されています。（1）観光客避難について。静岡県の統計によりますと、令和4年度の当町の観光交流客数は約56万3,200人です。夏には最大で

1日3,000人以上が海水浴場に遊びに行きます。①海水浴場や観光スポットにいる観光客の避難対策を伺います。②避難所の用意はできていますか。③観光客の帰宅支援はどのようになっていますか。

(2) 仁科地区の住民避難について。仁科地区では、津波避難タワーが2基と津波避難複合施設1棟が既に設置され、さらに津波避難タワー1基が計画中です。①津波避難施設空白区域はなくなるのでしょうか。②仁科地区の指定避難所はどのような計画になっていますか。

(3) 孤立化解消を図ることについて。同じ半島に起きた地震として能登半島地震から学ぶべきは多いと考えます。2024年元旦に起きた地震では、能登半島は孤立化からの解消に19日間かかっています。緊急輸送、救援活動のみならず域外への避難、観光客の帰宅など、迅速な交通確保が必要です。交通の確保対策について伺います。

私の壇上よりの質問は以上でございます。

○議長（堤 豊君） 町長。

〔町長 星野浄晋君登壇〕

○町長（星野浄晋君） それでは、仲田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きな1点目の大規模災害時における避難についての(1)観光客避難についての①海水浴場や観光スポットにいる観光客の避難対策につきましては、海水浴場海水浴客については、昨年の南海トラフ地震臨時情報発信時に各浜から直近の避難場所への避難経路を示した案内看板を作成し、設置しております。これについては、来年度令和7年度も継続して実施いたします。また、各浜に配置するライフセイバーや緊急連絡員にも情報を共有し、速やかな避難誘導ができるよう指導してまいります。観光スポットでの対策につきましては、観光施設では避難経路の掲示や職員による避難誘導を施設で行うこととなります。屋外における避難誘導については、堂ヶ島公園内の路面上に津波避難表示シートを整備するとともに、国道など主要な道路沿いの電柱に緊急避難場所への誘導看板を設置し、観光客の皆様にも安心してお越し頂けるよう避難対策を進めてまいります。

②の避難所の用意はできていますかとのご質問ですが、緊急時での避難先については、町民の皆様と同様に避難場所や避難所に避難していただくことを考えております。

次に③の観光客の帰宅支援はどのようになっているのかというご質問ですが、帰宅方法といたしましては、陸路・海路・空路が考えられますが、当町にお越しの観光客を想定いたしますと車で来られている方やバス、タクシーをご利用されている方が多いと思われま。そうしますと陸路としての道路啓開や道路の開通が最優先であると考えております。車で帰宅

する方は、道路開通後、速やかに帰宅できるようにしたいと考えております。またバスやタクシーで帰宅を考えられる方にはバス会社との協定に基づき、最寄りの駅などに輸送したいと考えております。

次に（２）の仁科地区の住民避難についての①津波避難施設空白区域はなくなるのでしょうかという質問ですが、計画上ではなくなるものと考えております。

②の仁科地区の指定避難場所はどのような計画になっていますかとのご質問ですが、町では21箇所の指定避難場を指定しておりますが、そのうち仁科地区内に所在する施設は、大浜コミュニティ防災センターのみとなります。そのほかに堂ヶ島ニュー銀水など5施設がございますが、こちらは実際に施設の利用ができるのかを確認しなければなりません。また仁科地区内にはありますけれども、全町民と観光客の方が利用する可能性がございますので、仁科地区に所在をしておりますが全ての方が利用する施設と捉えております。

次に（３）の孤立化解消を図ることについて、交通の確保について伺いますとのご質問です。先ほども答弁をさせていただきましたが、緊急輸送、救助活動、町外への避難、観光客の帰宅などのためには、生命に重大な影響を及ぼすものを除き、陸路での交通確保が最も重要であると考えております。第1に静岡県東部地域における道路啓開行動計画では、物資の輸送ルートの確保について西伊豆町の国道や県道の開通が1番最後になるものと想定しております。第2に町がやるべきこととしては、町道を主体として役場からヘリポートや救護所などの拠点間の道路開通を優先に行う必要があることから町内にある重機や人材を確保し、自らの手で道路を開通させる必要があると考えております。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。観光客が、西伊豆町やはり多いというところで、何か県が計算してくれたのですと、366日で割ると平均900人、969人くらい西伊豆町には観光客が来ているという計算になるのだそうでございます。もちろん、お盆でありますとかゴールデンウィークですとか、波があるのもっと多くの方がおいでになるということが当然、あるというところなので、その辺のところの帰宅のことなど、支援のことなどを今日は伺ったわけでございますけれど、先日、私海岸、西伊豆町にある海岸、冬でございますがちょっと見に行きました。先ほど町長はライフセイバーの誘導があるっていうことをおっしゃいましたけれど、ライフセイバーがいないこの冬、もうどこに逃げていいかわからないところがたくさんあったのですが、先ほどおっしゃいました避難誘導表示をたくさんつけてら

っしやる。令和7年も引き続きっていうことでしたけど、昨日、昨日、安良里地区の避難誘導看板を充実させるとおっしゃいました。施政方針のところ。その辺のところ、避難誘導表示はどんなふうこれから充実させていくのかっていうプランがありましたら、もう少し伺いたいと思います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 議員のおっしゃるとおりですね、令和6年度、今年度ですが、仁科地区の国道沿いを中心にですね、設置をしております。また令和7年度におきましては、安良里地区での設置を予定しております、またこの後ですね、令和8年度以降も田子地区、または宇久須地区等ですね、計画的に看板設置を進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますと、令和8年度で完了というふうに捉えておいてよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 8年度で完了になる、8年度以降ですね。続く可能性もあるということですよ。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） とにかくですね、やはり海岸にいる方々には躊躇なく高いところに逃げてくださいということ、全力をもってみんなで努力するということを確認したいということでございます。で、まず命は助かったという後のことでございますよね。先ほど町長は、町民と同じところに避難、避難地もそれから避難所も、もし使うとなったら同じところに行くということになりますけれど、さて帰れないということになりますと町内の避難所とともに身を寄せるということになっておくのだと思うのですが、先ほど申しました366で割ると1,000人弱の方が西伊豆町においでということなんですけど、この方が、方々がとりあえず一旦は避難所に避難するということになると思うのですが、町内の避難所、全部で先ほど指定避難場が21、全体の避難所は47ですかね、なんかそのぐらいあるのですが、そういうところにはこの観光客用の備蓄品というのは備えてあるのでしょうか。そこを伺いたいです。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 備蓄品としましては、非常食や簡易ベッド、また毛布など用意をしているんですが、数量につきましては、基本的な考え方としては各避難所の収容人数、そ

れにまた観光客や、また地区の人の分を若干加えた数量をですね、配備していく方向でいきたいとは考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 若干っておっしゃいましたけれど、どのくらいの掛け算、何ナンパーセント増しとかちゃんと計算したもので若干増やしてるというところなんでしょうか、いかがですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。数量につきましてはですね、今あの備蓄品の関係は各自主防災会の皆様にですね、お願いしてですね、備蓄している資材や食料などの調査をしてですね、一応、今年度確認ができました。また町の備蓄している資機材もですね、現在、各支部に今後、町全体としてですね、備蓄品をどのようなものを幾つ、またはどこに配備していくかというところですね。こちらをですね、改めて再配備計画を立てられるようですね、また地域の皆様と連携しながら進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そこにぜひ観光客の視点、帰宅困難者が来る可能性があるという視点を加えて整備していただきたいと思うところがございます。で、先ほど町長もおっしゃいました、あれですよ。堂ヶ島のところ、町の指定避難所として堂ヶ島温泉旅館組合と協定を結んでいるというのは私たちも存じておりますけれど、2012年に結ばれたこの協定、災害時避難所施設使用に関する協定ということでございますけど、これは、内容はしっかり詰められているものなのでしょうか。現時点での内容をお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 協定の、協定書の内容になりますが、一応、大地震や津波などによります災害時、緊急避難を要する事態が発生した場合ですね、堂ヶ島旅館組合さんの加盟する建物をですね、緊急避難所として住民や避難者に使用させていただくという協定を締結したものでございます。利用者の費用負担につきましては、一応、使用料は無料として協定を結んでおります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今おっしゃった使用料無料というのは、旅館さんが負担をしてくださるという意味にとっていいんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 協定書の中では、全て旅館さんが費用負担するというものではなくてですね、一応、当該施設を避難所として使用したことによる管理運営に係る経費、これは人件費を除いたものにつきましたものと、または住民及び避難者のですね、食糧また寝具についてはですね、町が負担するということが記載されております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ということは、利用なさった方にとっては無料になるということであって、旅館さんに行くばっかのものは町がその費用負担をしてお支払いするというふうにとらえていいですか。町が払うんですか、それは。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応、先ほど言った内容が町負担となっておりますが、またこのあたりはまた今各旅館さんとヒアリング等をしておりますので、このあたりはまた改めて検討していきたいと思っておりますが、今現在そのような形、先ほど述べたものが町負担となっております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。私、この件につきましては私も、後ほど仁科地区の指定避難所の話も伺うので、私は仁科に住んでおりますので避難所問題というのはとても、いつもいつも考えていることなのでございますけれど。この前、先日少し旅館の方とお話ししたのですが、どのくらい備蓄してあるのとかっていうことを伺いましたらね、基本的には宿泊客用に考えていると。その備蓄品もその普段営業に使う、いわゆるランニングストックで賄う予定であると、特別災害用には備蓄していないんだみたいなそんな話もちよっと聞こえたりもしたのですが、現時点でこの協定を結んでいるけれども旅館に災害用の備蓄はあるんでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい。今、先ほど申し上げましたが、今ホテルさんとヒアリング等をですね、行いまして、食料品や資機材の備蓄状況は一応、確認しているところでございます。そちらの各ホテルさんとのヒアリングがまとまりましたらですね、今後の備蓄状況についてまた協議をしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） その備蓄状況というのは旅館さんが用意してくださるということではなくて、町が用意したものを置かせていただくとかそのように捉えていいんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 実際にですね、旅館さんが避難所として利用する場合ですね、受入れの可能人数が出てくるかと思えます。その中で何がどのぐらいですね、備蓄したらいいかというところと、またその備蓄品をですね、どこに置くか、倉庫も含めてですね、どうするか。またそういった受入れ体制につきましてですね、町からの支援のですね、要請等がないかそういったところを協議してですね、今後、進めていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 2012年に結ばれた協定でございますけれど、何か伺えば伺うほど余りこう具体的になっていないというような気がいたしますので、お願いで、早急に協議を進めていただいて、しっかり備蓄を備えていただきたいと考えているところでございますけど、それは来年度、今年度から来年度にかけてやっていただけるといふふうに私は捉えておいてよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 来年度からやるとかではなく、既に今やっています。やっていますけれどもなかなか事情が折り合わないのが現状でございます。先ほど課長も答弁しましたけれども、備蓄を置いてくださいというふうをお願いをしてもですね、そもそも場所がないと、お米も今営業で使われているものについては、多分、毎日搬入はされないでしょうから2日3日分ストックあると思えます。ただ私たちはそれでは足りないのもう少し量を置いて、これは備蓄米です、みたいな形で置くよりは、これも営業で使って、ぐるぐる回してトータルのストックを今の量よりも1.5倍とか2倍置いてもらいたいんですけども、そもそもこれを置く場所がないわけですね。今は今の倉庫キャパしか持ってないわけですから。そうするとそのほかに倉庫をつくるのか。逆に今度倉庫をつくると、距離が遠くなると、今度は毎日それを動かさなければいけないというお手間が旅館さんにも発生してくるというようなことがありますので、なかなかそこが、協議が進んでいないということです。既にはやっているんですけどもまとまっていないのが現状です。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そのくらいのことはできれば協定を結ぶときに話し合っておいていただきたいという印象でございます。なのでよろしく、今後よろしく申し上げます。しっかり協議を進めていただきたいと思えます。私、次にですね、観光客の帰宅支援のことを伺っております。これはやはり帰宅支援必要と考えます。もちろん、先ほどね、町長もおっしゃ

いましたけど、命に関わるようなことがある方は空輸、空路にてっていうことでございます。それはもう住民と同様、観光客帰宅困難者ですね、帰宅困難者の方々でも病気の方とか要支援者の方は空路で搬送ということになるのですが、健常者は道路啓開を待って陸路でということになるのだと思います。バスでこられた方、自家用車でこられた方でも沿岸部に置いておいて車が流されてしまったというようなことも起こりうるかと考えられます。さて、そのような方達をどうしましょうかということを考えておかななくてはならないというのが私のこの3番目の趣旨でございます。観光客及び帰宅困難者の避難計画っていうものはあるのでしょうか。もしありましたらそれをお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応、避難計画というところでは一応、静岡県の地域防災計画の中ではですね、陸上の輸送計画というものがあまして、その中で民間営業車両としてバス業者に対して協力要請を行うということになっております。町としましては民間のバス会社と協定を結びまして、最寄りの駅まで輸送する、したいと考えております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今おっしゃいました民間営業の車両との協力体制ということをおっしゃいましたけど、もし内容が分かるようでしたら教えていただきたいと思います。協定の内容など。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応、町のほうの民間会社との協定についてなんですが、一応、平成27年の1月29日ですね、伊豆バスさんと災害時における人員輸送等に関する協定を締結しております。一応、要請の内容ですが一つ目が被災者の輸送業務、二つ目がボランティアの輸送業務、三つ目が災害応援対策に必要な人員の輸送業務、四つ目が協力車両による一時的避難所の設置、⑤としまして、その他として協議による必要事項の実施となっております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 確かに、伊豆バスさんは2013年の西伊豆町における土砂災害のときにボラさんを運んでくださったり、もちろん東海さんもそうですけれど、運んでくださいました。無料でですね、バスを出していただいて運んでくださいましたけれど、この協定の中で今おっしゃいました被災者も搬送するというようなことは含まれているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい。一応、協定の中ではですね、罹災者、被災者の移送についても協定の中には含まれております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） バスさん、民間業者さんですけど、津波浸水域内に営業所があるような気がいたしますけど、その辺のところはどうなのでしょう。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。そちらはバス会社さんのバス等の配置状況につきましては、いろいろ会社の事情があるかと思いますので、その辺りはちょっとなかなかこちらのほうで強制ができないところであると思えます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 道路啓開を待って、お車のない方はこの協定を結んでいる地域の運送業者の方にご協力頂くというようなこともあるということを確認できたということでございますよね。で、私は2011年のときに仙台で東日本大震災を経験いたしました。もちろん、仙台市内におりましたので命の危険を感じるということはなかったのですが、とてもひどく揺れました。私は仙台市内で数日の避難生活を余儀なくされました。そこで振り返ってみてもなぜ、まず情報が入ってこないんです、全く。私は帰宅困難者だったのですが、避難所はどこなんだろう、どうやって移動ができるんだろう。土地勘のない私たちは、とにかくただ歩き回るのみでございました。何かを探す、活路を探すということで歩き回るのみでございました。一つ、長蛇の列が歩道にできてたんですね。そのわきを通りました。それを恐らく近くにあるスーパーマーケットに入る列なのだろうと思って歩いていたのですが、すれ違ったお兄さんたちの会話が耳に入りました。今、仙台から出られるのはこの山形行きのバスしかないんだよなってそこのお兄さんが言ったんですね。そうか、この列に並べば移動ができるかもしれない。そのまま私たちはその列の最後尾に並んで、そして山形に出ることができました。何か全てあの4日間ですけれど、一か八か判断で正確な情報を何ら得られることなく、一か八かの判断で行動してきたという記憶がございます。で、昨年、能登の地震のあとに私一つブログを読んだんですけど、輪島市で被災したという30代のお姉さんグループがいて、その方たちは金沢に帰りたいんですけど、結局、ひたすら歩いた。ひたすら歩いた。道が壊れていたらほかの道探しながら歩く、日没になったら近くの避難所を探してそこに泊めてもらってまた翌日ひたすら歩く、そのようなことをして金沢にちょっと近づいたなという時点で、何か輸送、何かお友達か親のところに支援物資を持っていった車の方が拾ってく

れて、ヒッチハイクの形で金沢まで戻ったというブログを読んだんですけど、この方たちもあれから何年も経っているけれど、やっぱりその帰宅困難者、観光客には情報、情報というのは入らないのだろうということを私は痛感いたしました。今、西伊豆町でこのような災害に遭ったときに道路の情報でありますとか避難所の情報など、様々な情報を誰でもが的確に入手できるようなことには、状態にはなっているのでしょうか。そこを伺います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 情報の提供というところですが、一応、静岡県の防災アプリとかですね、あとは町のホームページの緊急情報欄というところがございます。そちらにですね、情報を提供してですね、閲覧していただくということになるろうかと思えます。はい。そう。そちらに提供していくことを考えております。以上です。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今おっしゃいました静岡県の防災アプリでございますけど、これってみんな知ってるんですかね、町民の方もご存じなんでしょうか。これどうやったらここに辿りつけるとかって、そういうのは例えば、全く西伊豆町にも静岡県にも縁がない方も辿りつけるような状態になってるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 一応、静岡県の防災アプリなどにつきましては、自主防災の会合の中でもですね、説明をしてですね、PRをしているところでございます。また防災アプリにつきましては、今携帯電話の購入補助をやっておりますが、その中で防災アプリのダウンロードを一緒をお願いしているところでございますので、そういった中でPRができるかと思えます。またPRというところでは、引き続き町の広報紙、出前講座をまた今後、進めていきたいと思えますので、その中で町民の皆様にお伝えしていきたいと思えます。またホームページやSNSを使って、またPR活動に努めていきたいと思えます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 町民については少し今、そういうことかというふうに分かりましたけれど。観光客の方々、ここに初めてこられたような方々もキャッチできるような、もっと多く目につくところに掲示すべきだと思えますけど、そのようなことは、努力はなさっているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。観光客、町外の皆様につきましては、先ほど言いましたがホームページとかですね、またSNSを使ってですね、事前に広報していければと思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 観光客の皆さんはどうやってゲットできるかなって。もっとう掲示しといたらいんじゃないですかね。QRコードとか、そういうことは余りなさらないです。あとは観光地とか海岸とか観光施設とか、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 観光客の皆様に対しては、また今後、産業振興課とまた観光業者さんと相談しながら、そういったこちらにお越しのときにも安心してこちらに遊びに来れるような対応をしていきたいと思っておりますので、また関係団体と協議していきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。何といたっても西伊豆町は観光、観光業が主産業でございます。で、オレンジゾーンのね、指定を受けて観光防災の町を標榜しているところもでございます。西伊豆町も安心して遊びにこられる町っていうのを私は要望したいなといつも考えているところでございます。今の状態で観光客が安心してこられる西伊豆町になっていると言えるかどうか、この辺についてはどう思いますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 100%対応はできておりませんので、今現時点では安心してこられる場所ということになるのかは分かりませんが、そうなれる町になるように努力をしていきたいというふうに思っております。またそういった対策がとれましたら、ゾーンの指定はかけたというふうに思います。県内の沿岸地のうち含め数個の市町がゾーン指定はしていないんですけども、西伊豆町がしていないのは安全が確保できていないにも関わらずゾーン指定はしないということで。まずは安全を確保できる、津波避難タワーもそうですけども、しっかりと逃げられる場所が確保できてからゾーン指定をしたいということで、以前からも申し上げておりますので、そういったものが完了した暁にはゾーン指定をしていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） ありがとうございます。是非お願いしたいものでございます。では、次に仁科地区の住民避難について伺います。先ほど仁科では津波避難施設空白区域が計画とはなくなるというご答弁をちょうだいいたしました。昨日でも、ごめんなさい。町長がですね、施政方針の中で仁科においてですね、避難所となりうる施設については、仁科地区に公共施設として津波浸水想定区域外にはないので、その辺りも踏まえて検討する必要があるのではと述べていると述べられました。具体的にはどのような検討を考えているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 具体的というものは、今現在はございません。以前はありましたけれどもその話はなくなっておりますので、現在はありません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） でも検討を考えるとおっしゃいましたけれど、じゃあどのように検討していくということですか。今年度の、来年度の施政方針の中でおっしゃったこととございますけれど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、津波浸水想定区域外ということになりますと、先川より上流ということになるかというふうに思いますので、そちらに今現在、公共施設を建てるという計画はございません。また浸水想定区域内に仮に建てるということであるならば、ピロティ方式をとらなければいけないかというふうに思いますけれども、そういった具体的な計画は、今現在はございません。ただ、施設は必要だという認識は持っております。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。先ほど来に堂ヶ島の温泉旅館組合さんと協定を結んでいるという話をしておりましたが、そこには先ほど全ての方が入る、入れるようになって町長おっしゃいましたよね。ということは、今、仁科のところの津波浸水想定区域外にはないということとを考えると、いけるのであれば地域住民はそこに行くというようなことでいいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） えっとですね、ホテルさんは今指定になっている、要は、宇久須・安良里・田子の公共施設と違って空ではないわけですね。時間帯によってはチェックインが多分、2時とか3時に始まるんで、午後5時以降になるとほぼお客様で埋まっている状況ですよ。この方たちに、ここは協定結んでいて町民が使うんで旅行に来られてお泊まりの方は

どいてくださいということはとてもじゃないけども言えないわけです。ということは優先順位としては、既に宿泊でこられているお客様、もしくはもうどうしてもそういった施設に入らないと生命の危機に陥るであるとか、大変な状況になってしまうという方についてはお願いをして入れていただく可能性はございますけども、町民が入るキャパがあるのか無いのかということはまず調べなければいけませんし、そこと協定を結んでいるからすぐさまは入れるという状況ではないんだらうというふうに思います。仮にたまたま休館であって、誰もいないのであればあけてくださいということはできるんでしょうけども、ほぼ年間のうち300日以上は稼働しているわけでございますので、そこがあくまでは使えないという状況だと思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） かつてあったアイデアがなくなったのは決して私たちのせいではないのに、今この避難所がないというこの緊張感ですね。大変なものだということを伝えておきたいと私は思います。先日ですね、やはりね、先ほど話したというふうに言いました。やはり宿泊予定、予約客の皆様が最優先であって、もし地域住民が来て、宴会場に入られるかなみたいなそのくらいの感覚だった印象がございます。で、そこに私たちが辿りつけば宴会場に入れていただけるということになるのかと思いますけれど、その孤立ですよ、孤立の話はこれからいたしますけれど、小さい範囲で孤立する。もう堂ヶ島にすら行けないということだって当然、考えられることでございます。なので先ほどその備蓄の話にもなりました旅館さんの、だから営業用にストックしているものをやはりもっと大きくしていただくというような、そんな協議やっぱりちゃんとしといていただきたいと考えます。ぜひ地域住民、そして観光客のために、ともに戦ってまいりましょうみたいな、そんな感じで協定を結んで頂けると、協定を、協議を進めていただけるとありがたいと思います。ここのところ再度の確認でございます。よろしく、どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい。先ほど申し上げましたが、改めて今旅館さんとのヒアリングを行ってですね、その辺りも検討していきたいと思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが暫時休憩します。

休憩 午前10時 9分

再開 午前10時16分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先日ですね、私、3.11東日本大震災における観光地松島の記録というのを読み返してみました。立命館大学の教授たちがつくった論文なのですが、以下ね、ちょっとそこに書かれていたことをちょっと申し上げたいと思います。とても参考になります。松島では、有名な松島ですね。景勝地。松島では事前に遊覧船会社や宿泊施設と協定を結んでいたこと。発災時、各観光主体が高台へ観光客の避難誘導をしたこと、観光客は住民とともに瑞巖寺と各ホテルに収容されたこと。瑞巖寺、あの伊達政宗のお寺です。大きなお寺ですね。ホテルの食材は、営業用に用意していたもののみだった。お寺にも備蓄はなかったが門前の土産物店から食材の提供を受けたということ。3日後に山形経由ルートの確保ができ、町所有のバスで帰宅させたということ。このようなことが書かれております。そして松島町の広場や海岸には避難誘導看板や路面標示が多く設置されていたこと。毎年、防災訓練をやっていたこと。そして閑散期だったから乗り越えられた。繁忙期だったら収容先の不足、帰宅支援の方策に課題が残ったであろうということが書いてございます。そして協定による取決めはうまく機能したものもあり、うまく機能しなかったものもありということが書いてございました。いや、本当に私たちここから学ぶことが多い、とても多いと感じました。より私たちは具体的にこれを参考に備えていかなきゃいけないということが分かりました。そこで仲田としては得意なことなんですけど、観光協会さんとか旅館さんと一緒に避難訓練、一度してみたらどうでしょうかねという提案でございます。昨年ですね、この学校と一緒に地域住民が避難訓練をやるのはどうでしょうかって提案させていただいて、そしたら仁科小学校がそれをやってくれました。とてもとてもよかったです。勉強になりました。地域住民から、そして学校も子供たちも。防災の意識がぐぐっとそこで高まって、いろいろな課題が見えてきて、次はこんなことをやってみようとかこんなことを解決しておいたほうがいいのか、そのような意識がとても高まりました。ですので一度、その観光地で先ほど言った松島はですね、100人単位でやってたというふうに記録に書いてございました。旅館さん・観光協会さんと一緒に避難訓練をやってみるのはどうでしょうか。そこから避難助訓練、そんなのができたらより具体的に備えることができると考えますが、その辺についてご検討いただけないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） はい。そちらにつきましては、やはり観光協会さんとかまたホテルさんのご協力がないとなかなかできませんので、そちらはいろいろ相談しながらやることであれば進めていきたいと思いますが、まず団体さんと協議をしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） この件について本当にちょっと協議していただいて、ご協力頂けるものであったらみんなで一度やってみたいと思います。ぜひお願いしたいところがございます。さて、最後のところでございます。孤立化の解消を図ることについて伺いました。これについて考えてみたいと思います。県の第4次地震被害想定ではレベル2での、通信の復旧には2週間程度が必要であると。道路は、発災直後は内陸や沿岸部で不通となる区間が多く発生し、1か月以上経っても不通、通らない区間が残る。橋梁の、橋ですね、不通による迂回を要する状態というような見込みが書かれておりました。先ほどね、町長の答弁では、恐らくここまで辿り着くのは1番最後になるというようなことをおっしゃいましたけれど、現時点で災害対策を、計画を練るときにですね、当町の孤立はどのくらいで解消されるというようなことを見込んで、見込むんでしょうか。そういうことはもうたればが多いので考えないということなのでしょうか。ここちょっとお聞かせください。

○議長（堤 豊君） 町長。

防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 地域内の関係になりますが、まず地域内で救命とか救助のルートの啓開、開通ということをもっと考えた場合には、発災から3日間での72時間ですね、までの啓開ってということがこの計画上謳われております。また全体ですね、中で全ての被災地への支援、または物資の輸送ルートの確保というところでは、3日から7日かかると計画では謳われているという状況でございます。3日から7日になります。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） それは町がやるということで3日から7日というようなことございましたよね。そうすると国とか県の話になってくる、もっと大きな県道、国道ということになってくるんですが、やはりそうしますと縦貫道、そしてそこから西伊豆に到達する肋骨道路の充実が待たれるところがございます。先日のですね、新聞報道で、来年度の県の当初予算において伊豆地区では伊豆縦貫道の機能を高める肋骨道路の整備、橋梁の耐震化に取り組むと書いてございました。一本でも多い代替道路、肋骨の代替道路が求められるところで

ございますけれど、仁科峠宇久須線や伊東西伊豆線の整備については今どんな状況なのでしょうか。少しずつね、やっつけているのは私も存じておりますけれど、これは早く進みそうなのでしょうか、その辺の見通しを伺います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。県道の整備につきましては、町としても県に要望はしているんですけども、当然、工事をやるとなると財源の問題が出てまいります。仮に今まで同じ金額がついたとするとですね、物価、また人件費が高騰するということになりますと、距離を縮めないと当然、工事はできませんので、同じ金額が来ると工事は遅くなる。今までと同じスピードでいろいろ整備をしようとする、予算が1.5倍とかっていうことを県が出してくれない限りはですね、出来ないということになります。当然、その予算がどのようになるのかを注視しないといけないんだらうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 取りに行くってような行動は、したら効果があるということはないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 当然、どこの市町さんもそういったものが必要でございましょうから、ある程度は県のほうで振り分けをされるんだらうというふうに思います。あとするならばですね、どうにかして税という形で、税という形でですね、県民から頂くということをしなくて、打ち出の小槌はございませんので、その辺もしっかりと議論していかなければいけないんだらうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。道路啓開を考えていくときに、やはり人、重機車両、車両でそして燃料、この三つ。これがポイントになってくると思うのですが、この備えはちゃんとできているのでしょうか。例えばですね、私は以前からサービスステーションSSの過疎地域の対策のことでありますとか、2022年ですかね、重機ヤードのことを伺ったり。それから土木業者さんとの協定のことなどを伺っておりますけれど、この人、重機及び車両、そして燃料についての備えはできていると言えるのでしょうか。そこを伺います。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） 先ほどの質問の回答の前にですね、その前に私の回答した中で、何日間かかるかというところで、全ての被災地への支援物資の輸送ルートの確保というところ

ろで3日から7日と言いました。こちらにつきましては、町がやるということではなくて、国県と合わせてですね、協力してやるのが7日以内ということですので、すいません。訂正をお願いしたいと思います。一応、先ほどの回答ですね。人、重機、燃料の関係になりますが、こちらの重機の燃料の備蓄ということで一応、SSの過疎地対策委員会の中で協議を進めております。一応、今年度2回の委員会を開催しまして、設置するタンクの場所や規模、また運営方法などについて協議を進めております。また重機の運転するですね、人材の確保としましては、町内の土木事業者さんとですね、災害時の応援協定をしておりますが、その見直しを行いまして、さらに民間業者とのですね、協力体制の強化を図っているところでございます。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。この件につきまして私は、2022年の9月の定例会で私は伺っている、一般質問しているところでございます。能登ではですね、結局、2週間後に自衛隊の、自衛隊が海からアプローチして重機を搬送して、あそこはやはり流域だったので港湾が使えない事があったのですが、結局、道も使えないということで自衛隊が何か海から上げることに成功した、2週間かかったのだそうでございます。静岡県でも私たちのこの辺りというのは海から重機を入れてくれるというような計画になっております。それは、でも考えたときに災害瓦礫は大丈夫なんだろうか、海からは入れるんだろかっていうようなクエスチョンもまだ多く残っているので、そうそうそんなに早く重機が到達するということは望めないと私は考えているのですが、でも2年前に伺ったとき、3年前でしたか伺ったときに、やはり町内では道路啓開に必要なブルドーザーやホイールローダーなどは確実に不足するというところでございました。そのときにですね、重機ヤードの必要性について、重機ヤード必要性について論議いたしましたけれども、これについては複数の事業者へ当町に進出していただける交渉もしているということでございましたけど、議会の理解が得られず、一旦はそれが無くなり、そしてその後、やはり必要性を感じたときに費用を負担してでも整備してみたいというようなことは、町長、その3年前にお答えになっていらっしゃいます。どうでしょうか。この話はその後、進んでいるのか、全く諦めてしまったのか。重機ヤードのこと、重機あるか無いかということとはとても大きなことだと思うのですが、ここを伺います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。この件につきましては、機を逸している状況でございまして、その当時であれば来ていただけたんでしょうけども今現在においては来ていただけるというような状況ではございません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 費用を負担してでもね、来ていただけるかもしれない。交渉をしているって。その2022年の9月のときに町長おっしゃったんですけど、もうそれすらかなわないという状況と判断してよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。令和5年2月ですね、頃の2年ぐらい前の話になるんですけども、その当時、最初は無料で土地を貸すので来てくれないかというようなことで、下田の建設資材、レンタル会社さんと協議を重ね、本社のほうにね、交渉していただきました。そのときの回答としましては、下田支店から堂ヶ島までの機械輸送とかっていう部分では、距離が遠く、輸送コストがかかるであったりとかですね。下田を含めて求人してもなかなか従業員が確保できないと。なので、職員の確保が難しいということ。それだともう勘案し、収支見込みを計算するとニーズが少ないために黒字にはなり得ないという結論で、西伊豆町に支店を置くっていうことはまず無理だという回答でございました。なので、その赤字分を町が補填するという部分についてはですね、ちょっと正直その時点でも現実的ではないなということで具体的な検討まではしておりません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。とても残念です。やっぱり重機がある、そしてそれを操作できるオペレーター、オペレーターのことだからあれですよ。建設組合さんとの災害協定によって何とかなるかもしれないというところにはいたのですが、何しろ重機がないということでございますね。はい。承知いたしました。はい。ではですね、この孤立化解消のところでございますけれど、この広域避難っていうか、域外へのね、ここの域外への2次避難を考えるということも私たちは必要なかと思えます。もう山からすぐ海ですからなかなかその津波が来ないところに仮設住宅を建てるということはなかなか難しい。孤立化解消するという意味でも2次避難を、広域への2次避難を考えなくちゃいけないところでございます。西伊豆町の計画では、応急仮設住宅の建設予定地、今まで私も聞いておりますし、芹澤さんも伺ったり、仮設住宅のことは何度も伺っておりますけれども、いずれもほとんど多くは津波浸水想定区域内に予定されているところでございます。昨年の3月、この件につきましては、

応急仮設住宅につきましては、私、一般質問で伺いました。そのとき町長はですね、姉妹町や静岡県東部18市町との災害時における相互応援協定、さらに富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定というものを結んでいるとおっしゃいました。いざとなれば、そちらで応急仮設住宅として住まわせてもらおうと答弁なさっております。今、町長は伊豆半島広域防災協議会の副会長を務めておいでです。2月26日の静岡新聞によりますと、2月25日に賀茂郡町長会が伊豆半島広域防災協議会の運営をめぐり、協議会会長である伊豆市長に適切な運営を強く求める旨の要望書を出し提出したとありました。その中にはですね、伊豆半島広域防災骨子において提案された海岸沿岸部の住民を内陸部へ避難させ、仮設住宅を建設するという、この先ほどの応援協定のところですね、というような方針は、地域の人口動態や住民生活に大きな影響を及ぼすと、賀茂郡町長会の意見を十分に尊重し、必要な議論を経た上での慎重な判断を求めているという内容でございました。そうしますとですね、これは先ほど、というか昨年の3月、町長が答弁してくださった総合応援協定を否定するものになるのではないかと私は捉えますけれど、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。仲田さんがどのように捉えているのかは、私は、承知はしておりませんが、私はそのようには思っておりません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） もう少し言葉を多くしていただきたかったところでございますけれど、結局、その内陸部への避難を否定するものではないということなんですね。こういうような協議をするときには、もっと慎重に時間をかけてゆっくり討議をしてほしいというような賀茂郡町長会の意見ということでございましょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。これは最後のところを仲田さんお読みになりましたけども、あくまでも賀茂郡町長会の意見を十分に尊重して必要な議論を経た上での慎重な判断を求めたいというものでございまして、先ほどおっしゃったように、仮設住宅を内陸部に云々というものを否定しているものではございません。

○議長（堤 豊君） 仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 安心いたしました。そこのところをぜひ貫いていただきたいというところでございます。やはり命を守るためには広域避難というのは致し方ないことなのだと思います。

います。ただそこで、また西伊豆町に戻りたい、1日も早い復興、帰りたくなる町を私たちが1日も早く築いていけばいいことなのだと思いますので、そのところよろしく願います。さて、ありがとうございました。これが西伊豆町議会議員1期目の私の最後の一般質問となりました。私はこの4年間一貫して防災防災と叫んでまいりました。絶対生き残る、そして地域のために立ち上がろうというのは、西伊豆町災害ボランティアコーディネーター連絡会の合い言葉でございます。2015年に行った、防災まち歩き。自宅から避難地までに潜む危険を知るというまち歩きを行いましたけれども、そのときに指導に来られた静岡大学の先生が、この町の住民は行政への苦情とか要望はあんまり言わないんだねっていうふうにおっしゃったのがとても印象的だったのですが、その時点では恐らく足りないものはたくさんありました。たくさんありました。でもですね、それから時が経ち、今では津波避難タワーが5基、避難施設も一つつくっていただきました。着実に整備が進んでいると私は感じております。ただ、でも本日が伺ったように詳細なところはまだまだ備えが不十分なところがございます。私たち防災オタクにとっては有名な言葉があるのです。国土交通省の東北地方整備局の記録に残っている言葉なのですが、備えていたことしか役に立たなかった。備えていただけでは十分ではなかった。これ私たちの中ではとても有名な言葉なのですが、やはりより一層の対策の充実ですね、その主体は誰なのか、決して行政にばかり求めるものではありませんけれど、よりその対策の、一層の対策をですね、充実、それを求めて私の一般質問を終了といたします。ありがとうございました。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時46分

◇ 5番 芹澤孝君

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

通告5番、芹澤孝君。

5番、芹澤孝君。

[5番 芹澤孝君登壇]

○5番（芹澤 孝君） 早速質問に入ります。まず、木質バイオマスガス発電事業について。町が今回計画する小規模木質バイオマス発電等には、国、民間から導入についてのガイドラインが出ていますが、分かりやすい例では、次のように示されているものがあります。まず燃料面や資金面、環境面等について調査を行い、地元の林業関係者や金融関係、自治体との合意形成をする。次に導入する発電施設の設備の検討や熱利用に関する調整、電力会社や国・都道府県等、関係事業者と協議する。その後、発電事業に関する手続を進め、施設を建設・稼働させて、発電事業を開始するとしていますが、その中身は事業構想の検討から始まって各種事業認定の申請等、設計、施工、試運転、発電事業開始まで16項目の検討事項を挙げていることから分かるように、検討し解決すべき事項は多岐にわたっています。ともに多く事業を進める負担は大きいと推察されます。町の事業がガイドラインと同じ進め方とは限らないわけですが、この事業が成功するためには人員、時間をかけて、詳細かつ丁寧な検討が必要と考え、以下の質問をいたします。

- (1) 木質バイオマス発電導入について十分検討がなされたか。
 - (2) 現在、どの段階まで進んだか、残っている検討課題事項は何か。
 - (3) バイオマス発電事業の採算性については担保できるのか。
 - (4) 木質バイオマス発電の住民、行政へのデメリットと、メリットとデメリットは何か。
- 以上です。

○議長（堤 豊君） 町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） それでは、芹澤議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず大きな1点目の木質バイオマスガス発電事業についての(1)木質バイオマス発電の導入についてでございますが、これまで事業構想や事業規模、木材の安定供給体制の検討、経済性など様々な点を関係者にご意見を伺いながら検討を重ねてきております。

次に(2)の進捗状況と検討課題事項につきましては、進捗状況はこれまでの協議や検討をもとに今年度、設備の詳細設計を実施しており、令和7年度に施設の整備、試運転を経て、令和8年度からの発電事業開始を見込んでおります。また、FITの活用を考えていることからその手続きも令和7年度中に実施をいたします。課題につきましては、一つは県の補助金で補助対象になると思っていたものが対象外と判断され、歳入見込額が減ることになりますが、こちらは検討の余地があることから現在も県と協議を続けております。もう一つは、

木材を継続して安定的に供給することでございます。こちらは賀茂地域内の林業事業者の方々と安定供給に向けた協議を進めてまいります。

次に（３）の木質バイオマス発電事業の採算についてでございますが、売電はFITの活用を考えておりますので、20年間は景気等による価格変動の影響を受けることなく、安定した収入を得ることが可能なため、事業収益は黒字化すると考えております。

次に（４）の木質バイオマス発電のメリットとデメリットにつきましては、メリットといたしますと発電事業が稼働することにより、地域外へ高い運搬費用をかけながら売却されていた木材を地域内での消費に留めることができることから林業事業者の収益率の向上につながり、それがさらなる森林整備の意欲向上となって森林整備量の増加、それに伴って新たな雇用の創出にもつながると考えており、防災の観点からも森林整備が進むことで防災機能の向上が図られると考えております。また国が定めているFIT制度の対象となるため、電力会社に一般の電気よりも高額な単価で売電することができ、事業の黒字化の際には出資者である町にも出資割合に応じた配当金が入ることになります。デメリットとしては、施設整備のための初期費用が高額になるという点でございます。これにつきましては、県の補助金などにより軽減を図っていく予定です。また設備が稼働することで、施設周辺への影響が全くないというわけではありません。整備の段階から十分に配慮しながら対応していく予定であります。

以上、壇上での答弁を終わります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 検討事項ということですね、林野庁と、林野庁に近いってというか、林野庁も移植先っていうんですかね、その所管、関係する事業所があるわけですけど。そこが出している木質バイオマス発電の導入ガイドブックっていうのがあるんですけどね。それは当町のケースに当てはまるっていうわけではないんですが、モデル事業の進め方には参考にすべきっていうのはあると思います。そこで示されているのがですね、このモデルケースでは、事業者はここで地域商社を立ち上げる前に、施設導入の検討段階ですね。施設設置地区の住民の同意を得ることを考慮するって書いてあるわけですね。これは当然、すごく当たり前の話で、計画が進みだしてから反対運動などが起きたら大変な障害になるわけで、現状、既に事業者を立ち上げですね、計画段階が詳細設計まで来ている状態で住民説明会の開催となっているわけですね。これもう全員が見て、住民説明会をこの間行きましたけど、全員が諸手を挙げて賛成とは思えない状態なんです。それで当町としても今までの当局のセオリーと

してはですね、この大きな事業を計画する、具体化する前に住民説明会を開催してですね、大変難しい事業であるのに事前の住民説明会が開催されるべきだったんじゃないかと思うんですけど、今回のこの住民の同意を得ることについてはね、事前に、事前に住民の同意を得ることについては検討されなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。事前の住民同意ということは大変大切だと思っております。まして、検討していなかったというわけではございませんけれども、事業の内容がですね、不確定な中で同意を得るといのは大変難しいというふうに判断しております。また不確定な情報によりまして余計な心配をおかけするという可能性が高いとも考えまして、ある程度、内容がですね、固まってきた段階で進めていきたいというふうに考えております。それがまず内容がお伝えできる状況になったのが昨年12月ということで、1回目の説明会を開催しております。また2月にもですね、そのあと内容が固まってきたものが、いろいろ細かいところがですね、説明できる段階になりましたので2回目の説明会を前回開かせていただいたという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これはここで言っちゃっていいかわかんないんだけど、この最初のね、スタートがね、この秘密契約ってことがあるわけですよ、三社の民間事業者を入れて。それから始まっているんで、何か特殊性っていうか秘密性っていうか、密室政治っていうのかね。そういうことが多分に感じられるんだけど、そもそもその秘密契約をなぜ結ばなきゃならなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 先ほど芹澤議員が参考にされた事例は、ちょっと私は詳細分かっていないので何ともしがたいんですけども、多分、その住民説明会を経て場所を特定っていうことになると思います。新たにですね、大規模プラントを建てるっていうことになれば当然、そういったものが必要なんだろうというふうに思います。私たちは今まで工場のあった場所をお借りしてということで、新たに何か何もなかった更地のところに建てるというものではございませんので、その辺はですね、若干、芹澤さんの言われたものとは違うんだろうというふうには思います。秘密契約のところにつきましては、当然、その最終的にはうちと2社が入って会社をつくるわけでございますけれども、その会社ですね、親会社さんがございます。その了承を得るためにいろんな契約とか話し合いをしなければいけないんですけども、それ

らを考慮すると秘密契約というか、成立するまでは中身は外に漏らすことができないということがございますので、そういった手法をとらざるを得なかったという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それ住民説明会、この間行ったわけですけど。ここです、騒音についての懸念が多く寄せられたわけですね。それで当局と、説明側としてはですね、その中で搬送トラックは多くないとの説明があったわけですけど、搬送トラック多くないんでこれは騒音規制を、騒音があるけど我慢してくれっていう意味なのか、その辺がね、ちょっともう騒音ありますよってことは前提なのか。それとこの問題はですね、このウッドチップターの騒音なんです。この間あの全協でも説明がありましたけど、これ距離で1メートル、距離1メートルで107デシベル、100メートルで約67デシベルってことですけど、それとですね、エンジンの騒音もあるわけですね。これエンジンの騒音っていうのが大体1メートルで75デシベル。それで建屋外で65デシベルってこの機械のQ&Aには示されてるわけですね。それでこれ見ていくとですね、検討していくとこの環境町の騒音基準値っていうのがあるんですけど、住宅地の昼間の騒音というのは55デシベル、夜間は45デシベル以下なんです。当然、騒音防止対策をとるって言われてたんですけど、もしですよ、騒音防止対策をとってもですね、その基準値を守れないということが出た場合っていうか出るかもしれないんで、その騒音が再度、騒音防止対策をとるってことをね、区とこれからいろんな契約をしていくんだらうからその中にはその騒音に出た場合は、苦情が、対策を取りますよってことは、当然、入れると思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。これは先日、地域で説明会をさせていただいたときにも申し上げているかというふうに思いますけれども、芹澤議員のおっしゃっている100メートル離れたところで67デシベルまで減衰されるというふうに書かれてるということは私たちも承知をしております。ただこの前提がですね、何もなくてという前提です。私たちは建屋の中でこのものを動かしますんで、まず建屋で壁があります。今現在でも。そこにもそういったものが軽減できるような対策も今後していきたいということも説明をさせていただいているかというふうに思いますので、議員がおっしゃっているその騒音のレベルには達しないだろうというふうに思います。また夜間につきましては、チップターは動きませんので当然、この騒音というものは外には出ません。発電は回ってますけど、発電はこんなに大きな音ではございませんので。ですので全て基準内に収まるものというふうに認識をしております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、だから防止対策をとってね、基準値以内に収めるっていうことなんだけど、だけどもしもそういうことでなくて、基準値以外には収まらず、またなおかつ、住民からの騒音がうるさいという苦情が来た場合はね、地区の住民の意向というか、を反映して再度、追究工事であるというようなね、項目をこれからの区との話合いの契約の中に入れる、入れるんでしょうねって、入れとくべきですけどっていうことを言ってるんだけど、その辺は入れる考えはないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。まず、えっとですね、そういったその騒音関係ですね。芝区との契約ということですけど、現在のところでは考えてはおりません。が、説明会でもですね、その話が出まして区とは定期的にご意見を伺う場をですね、設けさせていただくということでお話をさせていただきました。区のほうもその辺はおおむね皆さん、了承していただいたというふうに我々も思っております。もし仮にですね、その法令の基準を超えるという状況になった場合というのは、操業のほうは一旦停止しまして、そこでまた追加の対策をとるということを考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） じゃあ課長、この件これを、この事業をするにおいてですね、地区住民、地区との何らかの契約、それは存在しないわけですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。今回のこの事業でですね、説明はもちろん大切です。地域とのこれからの進め方というのはちゃんと話をお伝えしてですね、ご理解頂くということはもちろん必要ですけども、今のところ契約というのは考えておりません。法的にもそれは特に結ばなきゃいけないということはないんですが、ただ地域の方々もですね、いろいろご心配される点もございますので、結局、最終的には地域の方々と我々の操業する側とですね、やはり問題が起きないように対策が必要になるということはやはり懸念されておりますので、そういった機会は常に設けていくと。必要に応じては先ほど申し上げたように操業のほうも、場合によってはとめるということも考えておりますので、現在のところはそういった考えで進めていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番(芹澤 孝君) いや、課長はそう思ってるかもしれないけど、地区の住民の方は当然、この件に関して覚書なり何なりを当然、結ぶ要求をしてくると思いますよ。じゃあ次にですね、V o l t e r 40のガス化炉は水分率の高いチップが入ってくるなどしてですね、ガス化炉の温度が低下した場合ですね、タールが発生することによってエンジントラブルを回避するというので、自動的にエンジンが停止して、またその状況がよくなったらまた自動運転するっていうことを繰り返すわけですね。そして、そのほかにもエンジンのスタート、発停のこと、時間ときっていうのにおいても、発生ガスっていうのは、このとき発生されたガスは可燃性ガスなわけですよ。それで毒性もあるって。これはエンジンを、止まるからこれを大気に放出するわけですよ。それこれはチップの水分率が高い状況によっては頻繁に行われる。一度、1日一度や二度じゃないわけですね。頻繁に行われるんですよ。このチップの乾燥状態っていうのが非常に重要な問題であってですね、これで稼働率が325日ってことにしてあるんだけど、これメンテナンスが何日かかるか知らないけど。だからそれだけ稼働率が325日って安定しない時間っていうことは、それだけ頻繁に発停を繰り返してるってことですよ。このことを考えればですよ、この排気ガスがしょっちゅう、排気ガスじゃない。可燃性であり、また毒性のあるガスが大気に放出されると、頻繁にね、それとエンジンのエンジンガスは結構、連続で排出されるってことになるわけですけど、だから排出ガスと可燃性ガス、毒性のあるこの排出ガスの放出についてはですね、この安全面及び、環境面で考えて、どのような安全対策をとるのか。

○議長(堤 豊君) 町長。

○町長(星野浄晋君) はい。芹澤議員もいろいろなものを調べていただいてご質問をされているというふうに思いますんで、当然、こちらの運営する側もですね、そういったことにならないように含水量をですね、減らすように発電した結果、出てくる熱で乾燥をさせるということを説明会では申し上げているかというふうに思っておりますんで、しっかり乾燥させたものをそこに投入すれば今議員が心配されたことは起こらないわけでございますので、起こらないように運営をしていくということになろうかというふうに思います。

○議長(堤 豊君) 芹澤孝君。

○5番(芹澤 孝君) しっかり乾燥していればいいんですけど、それがたまたま乾燥率が悪いなりなんなりしてね、いう状態が起こる可能性は多分にあるわけですよ。ね。それでその水分率が高いやつが来ると、今までつくった可燃性ガス、木質バイオマスガスを大気に放出するシステムになってるんですよ。そのまま留めないで。大気に放出するんですよ。それと

エンジンの排気。これも大気に放出することになってるわけですね。この間の説明では、あそこをシャッター閉めて運転するなんて言ったけど閉めっ放しでやったら大変なことですよ。排気充満しちゃうじゃないですか。その辺の、だから安全対策、環境に対する安全対策ね、そういうことについては、どういうふうに検討されてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。まず排気ガスの規制のところに関しましてはですね、今回V o l t e r 40というのを入れる予定でおりますけれども、大気汚染の防止法の中の規定の対象にはなっていないということは、今回輸入する、販売の代理店のほうで確認をしております。議員のおっしゃるようになりますね、その機械が頻繁に発動と停止を繰り返すということになった場合には、もちろん可燃性ガスを出すということにはなるとは思いますけれども、発電ができない状態が続くことになりますので、その場合には、一度稼働を止めます。もちろん自動装置もついておりますので、それが本当に何度も何度もつてなると、当然、機械のほうはその前に稼働が止まるという状況になります。で、その原因を解消する対策をとることになりますので、その可燃性ガスがですね、ずっと続けて出されるということは想定しておりません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、この間、24時間稼働してね、夜間は人がいないって言われましたよね。これは自動発停なんですよ。ね、ガス化炉が900度以上に下がったら自動的に停まって、また温度が上がったらまた運転する、これを繰り返すんですよ。だからその改善するため、改善する対策をとるっていう人間がいないじゃない、夜。夜間はいないんですよ。そうすると、もう連続してっていうか、その可燃性、毒性のあるガスが連続間欠なり放出されるってことは続くわけですよ。だからその辺をね、考えてなかったんだと思うけど、よくね、検討してくださいよ、今後。はい。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 昨年ですね、群馬県のこの機械を使っている民間事業者さんのところに私、視察に行かせていただきました。事業者さん曰くですね、いかに24時間安定的に稼働させるかっていうのはやっぱり収益の1番のポイントだと。そういうふうにするためには、やっぱり木材の含水率が15%以下っていうのをですね、厳格に守る必要があると。やっぱり燃料が不安定だと機械の稼働が安定しないということをおっしゃっていました。私が視察に行ったところも十分にその乾燥機で乾燥させてですね、視察に行った施設ですと7%ぐ

らいにしてみたいですけども、十分に乾燥させた状態であれば、止まるようなことはないというようなお話を頂いたところです。なので、議員がご心配されたように、人がいないところでそういう頻繁なそういう部分があるのかもしれないっていうようなご懸念をですね、適切な運用をすれば無いというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 失礼しました。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 7%っていうのはあれですよ、水分率7%っていうのはね、これは研究された方が、V o l t e r 40を研究された方がね、報告されていることで7%以下なら安定すると。だけど7%を維持まで、維持するっていうことはなかなかできないっていうことはあるわけですよ。大体、乾燥機で、前までのV O L T E Rのカタログでは15%って書いてあるわけですね。それで15%以下ってことで運転するってことになってるわけですね。それを7%まで下げるっていうのは結構大変なことですよ。だからその辺はね、もう一度、必ず安定的、連続的に安定して運転できるっていうことではないんで、今後、だからもう一度、その辺の安全対策について検討してほしいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。チップをですね、外から持ってくるということであればそういったこともあるのかもしれませんが、チップを製造して管理するのも同じ社がやるわけですね。で、芹澤さんが懸念されているように、含水率が高いと動いたり停まったりっていうことになると、当然、発電の効率も悪くなるわけですから収益率が悪くなります。ということは、会社としては収益率が悪くなるようなことは当然、やりません。ですので、1番収益率の高いところで当然、チップの乾燥の含水率の管理もすると思いますので、懸念を持ってですね、いろいろご提言頂ければとてもありがたいので、それをしっかりと遂行できるように会社のほうとしては、運営できるよううちのほうからも申し添える、一応、会社の社長は私なる予定にはなっているんですけども、しっかりやらせるようにはするということでございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから、含水率、含水率も2種類あるんだからここでは簡単に水分率って言うけど、水分率をね、うまく保つっていうか、それができてないから、できてないから稼働率95%って書いてあるわけですよ、カタログにね。それで運転時間だって365日あるのに325日っていう稼働率。運転時間が7,800時間じゃない。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） まずその含水率の話を先にさせていただきますけど、15%以下であれば安定稼働するとメーカーのほうはおっしゃっています。そこがね、視察行ったときにも1番のノウハウだっというふうに業者さんもおっしゃってました。7%とかに下げればより安定的には稼働できるけども、余計に燃料代がかかると、ガスが要は発生しにくくなるわけですね。乾燥し過ぎると。なので適切な最大のこのパフォーマンスができるように経験でそこはやっていくしかない。視察に行ったところは雑木も含めてチップにしたんですけど、うちの場合は、スギ・ヒノキがメインになると思います。その材料によってもですね、どういう、この材料の組合せであれば何%にしたらいっていうふうなノウハウをですね、稼働当初はある程度、蓄積していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。稼働時間については、3か月に一遍ですね、メンテナンスでとめる時間があるんですよ。その部分を加味して稼働日数というのは、メーカーのほうで提示させられている日数になっています。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、3か月に1日止めて、ね。何日停めるわけ。それで42日も停めるわけ。稼働率が95%だから325日なわけでしょ。ね、それよく考えてくださいよ。もういや、ここへそんな議論しても始まらない。それとこのV o l t e r 40っていうのはチップのね、品質、高品質なものが要求されてるわけで、先ほどから言われてる水分率は15%以下、それでバークを含まない。それでチップの大きさは63ミリ以下、3.2ミリ以上。50ミリから16ミリまでが80%とサイズの大きさまで指定されてるわけでしょ、混合率まで。バークを含まないっていうのは、このバークってスギ皮ですね、を含まないっていうのは、このバークっていうのは乾燥しにくいということと、安定した、乾燥しにくいんで、安定した燃焼が得られないことと、また樹皮が、このバークがですね、燃焼したときに有害物質を発生しやすいってことがあるわけですね。この日本の代理店のホームページでは砂・おが屑・バークを極力付着しないようなクリーンなものを使って、サンプル写真を見てもね、大変きれいなものになってるわけです。この果たしてですね、設置予定のこの切削チップパーはですね、町長が購入、設置予定のこのチップパーでこの今言ったようなね、条件をクリアできる場所は確認してるんでしょうかね。それチップパーのね、その今、私が言ったような形状のものが確実につくれるっていうことは確認してるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 今回、その導入するチップーについてはですね、代理店のほうから紹介を受けまして、今回のV o l t e rに適したチップを製造できるチップーを選定しております。これは国内でも今回と同様にガス化発電機のもので、これに向けたチップ製造がされているという実績もあるものだというふうに伺っております。さらにですね、このチップーからV o l t e rに導入されるまでのところで振るいを設置しまして、ある程度、その規格外のチップを取り除くという仕様を予定しております。このパークについてはですね、議員おっしゃるようにできるだけ少ないほうが望ましいということは、確かにおっしゃるとおりです。で、規格になりますけれども材のもので、太さは直径12センチ以上であれば、皮つきの、12センチですね、直径ですね。材の直径が12センチ。それ以上あればですね、皮つきのものでも安定して稼働しているということを代理店のほうに確認しました。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次にですね、先ほどからチップの形状はともかく、含水率、水分率が問題になってるわけですけど。これは課長も言われるようにこの水分率が発電、この発電事業を左右するということなんですけど、どっかいったら。すいません。ちょっと待ってください。水分率が問題になってるんですけど、これ仁科の場合は乾燥機がなくて、宇久須で乾燥したものを仁科に持ってくるということなんですけど、これってあれですよ。保管するっていうかね、ということになると、日本の夏場なんかだったら結構、湿度があるんで、また水分率が上がるってことは多分に考えられるわけですけど。じゃあこの仁科にね、ストック量をどっだけ持っていくのか。その辺はどうなんですか。それで十分、水分率を上げない対策というのはどのようにとられるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。議員がおっしゃるように水分率っていうのは非常に重要なところになりました。今回は宇久須から仁科に運んでくるわけですね。これもやはり先ほど窪田課長がお話したように戻る率もありますのでね、途中、水分を含む率もありますので、できるだけ乾燥の状態を保てるような工夫が必要になるかと思っております。これがですね、季節によっても変わりますし、それから地域によっても変わります。視察したところと全く同じ状況がつかれるかということになると、そういったものでもないんで、やはりそこは西伊豆町に適した運搬方法ですとか量ですとか、それから乾燥する時間、これらを適正にやはり最大限に持っていけるような、それは試行錯誤しながら決めていかなければならないというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質問中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 28 分

再開 午前 11 時 34 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 次に必要な木材料なんですけど、この間、課長が同僚議員の質問に対して、トン当たり1,500トン、立方メートルで2,300立方メートルって発言されてて、しかし2,300立方メートル確保できるかは疑問というような発言をされてたんですけど、今回の計画でね、売電が40円／キロワットに達成するには、このチップとなる原木にはこの様々なこの制約があるわけですよ、到達するにおいて。今回のこのバイオマス発電においては、森林における立木、竹の伐採、または間伐により発生する未利用の木質材を間伐由来の木質バイオマスとして、その間伐等由来の木質バイオマスを燃料とするっていうふうな各条件がいろいろつけられてるわけです。まずじゃあ間伐材って何かっていうふうな閉じた森林において、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後において再びうっ閉するっていうことが確実にであると認められる範囲内に行われる伐採により発生する木材を間伐材という。それと除伐によるものも含むとされてるわけです。じゃあ、次にこの間伐材ってどこから調達するんだっていうと、森林契約の対象林、または指定された保安林等、または国有林や管理経営規定の対象林から切り出されたものだけがこの事業の対象林、対象となるわけですね。かつ、未利用材とされる間伐材を条件と満たしているかどうかってこの証明が必要になり、販売側と買取側はもうその証明書をですね、5年間保有することが義務づけられてるわけです。買取制度、このFIT制度の運営は大変厳しいものがあるわけです。この条件をクリアしていかなければならない。この事業の目的は、町内の林業整備をすることで林業者、森林所有者、付随する業者、利益をもたらす町内を活性化することだとしているわけですから。町内から必要木2,300立方メートルを調達するってことは大前提だと思います。先ほど町長は、賀茂郡内っていうことを言ってたけどちょっとこの1番初めのね、説明から随分なんか違ってきてるね。果たしてですね、この町内において森林計画の対象林、指定された保安林、国有林等から間伐2,300立方メートルを調達することは可能なの

か、仮に可能っていうのであればですね、各指定された対象林、保安林、国有林からじゃあ幾つずつ伐採する予定なんですか。可能なんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 最初にその必要な原木量の話で言いますと1,500トン。で、これが確保できるか疑問だということですけど、あの疑問ということ言ってる、言ったつもりはなかったんですけどね。確実に町内で全部が確保できるかという、やっぱりそれは施業の予定とかそういったものもあるので、毎年毎年それが西伊豆町内だけで確保できるということではないよという意味で説明をしたつもりでいます。で、賀茂群全部含めてということなんですけれども、我々はその前提としますと、町内で全部賄えれば、もちろんそれは理想的でいいんですけども。そうじゃないことももちろんありますので、前提とするとこの賀茂郡、賀茂地域ですね、林業事業体を想定しています。で、議員がおっしゃっている3種類の材のどれをと、どれから間伐するんだという話ですけど、基本的には林業事業体はですね、最初におっしゃったその、まず森林経営計画を立てますので、1番最初のアイウで言いますと、アのところになります。ここから生産する材を使うというふうに考えております。で、郡内含めてですね、考えているというふうに解釈していただきたいと思ます。で、この郡内の各林業事業体の木材の生産量ですとか、出荷の状況などをヒアリングした結果、2,300立米程度あれば、この郡内ですね、安定的に集めることができるというふうに判断してこの計画になっているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） こういうことはトンが下がったっていうか、どうなのか分からないけど。だから最初、1番最初の町長の説明では町内でその必要量を賄う、そして活性、林業業者各それに付随するものを活性化させるっていうことでしたよね。それなんか今だと、郡内、郡内で2,300立方メートルを調達するということに段々変わってきたんだけど。そうしたらね、じゃあその郡内、ほかのところは、町内は当然、経営計画、経営森林計画内の間伐材がされると私は思うんだけど、じゃあほかのところの町外の間伐材は、果たしてその森林経営計画内の森林から切り出された間伐材なのか、その辺は証明されるのか。これ証明されなければ、これ蹴られますよ。FIT、40円は。大丈夫ですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 後段のところですけどもね、当然、森林経営計画にのっとっていないものは当てはまらないっていうことになると、それしか受け入れることはできませんの

で、それ以外のものを受け入れるということはありませんから、大丈夫なのかと言われれば大丈夫の対策をとるのは当然のことだろうというふうに思います。前段のトンが下がったというふうにおっしゃいましたけども、トンは全然下がっておりません。壇上で答弁をさせていただいたかというふうに思いますけども、これをやることによって新たな雇用が生まれる可能性も当然あるわけでございますし、事業体の収益が増える可能性がございますので、今の試算ではこういう状況になっておりますけども、もっともっと西伊豆町の山をですね、しっかりと経営計画を立てた中で間伐が進んでいけば、西伊豆町内で2,300立米以上のものが出せる可能性は当然ございます。ただ、年によっては切り出す量が2,300満たない可能性も当然、あるわけでございますから、その部分に対しては賀茂郡内のそういったものから足してですね、トータルで2,300にすることもあるでしょうし、もしくは年単位でいきますと、2,500取れる年があるのかもしれませんが、ですけども必要量を確保するためには、郡内からの調達も必要だということで答弁をしているのかというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その辺は何か大変クエスチョンなんだろうと思います。果たしてそれがうまくいく、いけばいいんだけど。それでも全然駄目だったら、またもうそこで40円という考えは認められなくなるんでね、全然、もう収益は全然変わってきますよね。そこで今、量の問題言ってるんだけど、カタログ、VOLTERのカタログで1例、水分率50%のチップ500トンで、500トンが／年が消費だということなんだけど、これから計算すると燃料チップの消費っていうのは38キログラム／アワーなわけですよ。それで容積で4.5立方メートル／で、これ水分率は15%ってことで、15%以下っていうことでいってるわけなんだけど、この場合の数字っていうのはいずれもこの嵩比重、嵩容積、嵩比重なわけですね。見かけの容積なんですよ。それから計算していくとですね、チップの容積っていうのは4.5メートル、4.5メートル立方メートルから1台のチップの必要量を計算して、逆算していくとですね、4.5立方メートル掛ける325日で、1,462.5立方メートルですか。これから水分率を、いろいろ条件を変えて、水分率の条件を変えて私なりに試算したらですね、約2,250立方メートルから2,900立方メートルの木材が必要になるんじゃないかということです。このことについてはこの研究者もね、Volter40の研究者もですね、日本のチップは水分率がヨーロッパと同じでも材質の違いによりですね、約2割軽くなると、チップ時間当たりの消費量、消費重量はですよ、消費重量が同じでも時間当たりの消費容積量立方メートルは増えるって報告されてるんですよ。だからこれからしてもですね、この調達すべき木材の立方メートルはカタ

ログから推測するより立方メートル、容積量が増える、だから2,300立方メートルでは必ず済まないということです。そうするとね、果たして賀茂郡内だけで調達するって言うんだけど、果たしてできなかつたら40円は無くなるということなんですよ。だからそのもし仮に増えてもね、調達できるのか、その辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。やはりその量ですね。木材を、原料となる材の量、これは確実にやっぱり減れば当然、減ると、減ればですね、燃料として減るわけですから40円切るといことはおっしゃるとおりなんですけど、40円っていうのは固定で、ごめんなさい、固定額ですのでね、売上げが減るといことにはなりません。で、恐らく芹澤議員が今回、試算したというのはガイドブックに基づいての試算かなというふうには思います。で、我々ですね、今回、試算に当たってはVOLTERのカタログ値はもちろん見てるんですけど、これは燃料チップの消費が時間当たり38キロということです。つまり、既にもう燃料としての量が時間当たり38キロですので、そこはですね、我々はその嵩の容積っていうのはもう見ていないです。つまり燃料になったものとして、そこから計算しているということです、必要量にはこれは変動しない。つまり嵩が大きいとか少ないとかっていうことではなく、既にもう燃料チップとして試算をしてますので、そこは、変動ないかなというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これ、課長、あの15%、水分率15%で38キログラム／アワーなわけですよ、ね。それでね、もしこれ水分率を下げても7%になると、35キログラム／アワーになるわけですよ、必要量は。しかし、その15%のときの必要カロリー、必要熱量と必要とする、たかなければならないんで、その場合は3キログラム余分に増やすと、ね。だからそれに対して、水分率につれて容積も変わるんですよ、ね、当然。重量が、これだから容積は関係ないっていう考えじゃなくて、水分率によって容積は当然、変わるんだから水分率も考えなさいよってことです。だから1日もう4.5立方メートルって出てるでしょう。出してるわけですよ。トン数だけ見てたら駄目なんですよ。それでこの報告からありますように、日本のスギ材はヨーロッパの材木より2割軽いと言われてるわけです。カタログは、だからこのヨーロッパの材質、材木を基準としてつくられてるわけだから。その辺も考えないと駄目なわけですよ。採算性について、まずですね、当局の示すですね、売電収入っていうのが40キロワット掛ける3基掛ける24時間掛ける325日掛ける40時間掛ける稼働率95%で、3,556万8,000

円っていう数字を私に教授してくれたわけですけど、これを検証していきますとですね、当該基はですね、この発電機単で計画出力ってというのが公称40キロワットだって言ってるわけですけど、この発電機は交流発電機なわけですね。交流発電機の場合、この構造上ですね、無効電力ってというのが発生してね、100%出力ということにはならないわけですよ。そうするとね、この定格出力と有効電力の比を力率っていうんだけど、この当該機ではですね、0.83なわけですよ。それで40キロワット掛ける0.83だと、これ出力としたらね、出てくるものは33.2キロワットなわけですよ。それで内部消費電力が2キロワットあるということからですね、結局、1台当たりの売電電力はですね、31.2キロしかないわけですよ。それからするとですね、売電収入というのは2,774万3,040円なわけですよ。さらにですよ、今度あのチップ乾燥機を1台入れると何とか、ヨーロッパの乾燥機1台入れるってということなんだけど、このチップの乾燥機自体の内部消費電力ってというのがまた4キロワットなわけですね。それで1日のチップ乾燥時間を20時間で計算するとするとですよ。これから計算するとこの1,000万、100、乾燥機だけで104万円の損失が出てくることになるわけですよ、損失。売電益にならないから。自分のところで消費しちゃうから。そして、それからするとさらに売電益は収入、減少してですね、2,673万40円となりですよ、計画売電より886万4,960円の減収となるわけですね。それにさらにですね、この課税対象売上高ってというのがあって、1,000万円以上の売上げに対してはですね、消費税の対象となるわけですね。10%の消費税がつくと、この267万304円の消費税を納めなければならないわけですよ。そうすると最終的に売電益ってというのは2,433万2,736円となるわけですよ。この時点で計画売電収入より1,000万円以上、減収になったわけですよ。計画収支で944万9,000円の黒字とはならないですね。逆に単年度収支ではですよ、115万3,260、4,000円の赤字じゃないでしょうか。これもう収益事業である、20年かけて投下した資本ですね、ある程度、回収するっていう話ですけど、これ全く、これ成り立たないっていうか、絵に描いた餅で資本回収などはとてもじゃないけど覚束ないんじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） あの内部消費電力、あるいはチップ乾燥機のもので、所内消費電力についてはですね、経費の中には一応、収めて、支出として見込んでおります。ですのでご心配される所も、数字は議員がおっしゃる数値とは違うかもしれませんが、そこはちゃんと含まれております。ただ、議員がおっしゃったようにいろんなその算出方法ってございますのでね、我々が計算したものとはそこで少しズレが生じているかなというふ

うには思いますけれども、忘れていたものがあるというものではございません。我々の試算ですと赤字になるというふうには試算はしていない状況でございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 赤字にならないって、じゃあどこの部分を削ってっていうか、私が言った、示した数字からどこの部分はなくなって赤字にならないって話でしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 削るといいますか、チップ乾燥機の消費電力についても内部消費もそれを見込んであります。経費は経費で別に試算もしておりますので、削るというよりも出るものは出る、つまり歳出は歳出で組んでおります。その辺の捉え方がですね、若干、違っているかなとは思いますが。基本的には芹澤さんと同じ考えであってるといふうには思います。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

一般質問を続けます。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。芹澤議員との先ほどからの材の関係ですね、西伊豆町で必要と予定しておりますその2,300立米の話で、町内だけで賄えるのかとかっていう話が出たと思いますけれども、郡内ですね、林業体のほうとの聞き取りを以前してございまして、その聞き取りの中ですと、まずこの賀茂地域全体で見ますと、これ年によってもバラつきはありますけれどもね、全体で1万3,000立米、これ一つの指標として考えていただければと思いますけれども。それでえっとですね、A材B材C材がありまして、A材が1,000、B材が8,000、C材が4,000、合わせて1万3,000立米です。この木質バイオに使うものはそのC材になる4,000ですね。これが一応、目安として、一つの指標として捉えております。ですので、この4,000というのが賀茂郡内含まれますのでね、西伊豆町がその年によって変わると思うんですけれども、2,000しかその年が入らないとなれば、あと300を調達しましょうかとか、そ

ういった調整が出てくると思います。ですので森林経営計画をしっかりと立ててですね、将来的にどのぐらいの、どの位置のどのぐらいの量を確保できるというところを試算して、その年々に合わせてですね、調達をしていくというふうなスケジュールになっていくと思います。それから水分率のですね、その15%、芹澤議員はその7%まで乾燥させてということですね。もちろん、そこまで乾燥させるほうが機械にとっても良いということもありますけれども、そこはですね、やはり必ずしも15以下で、それが7でも8でもいいんですけれども、西伊豆町のこの環境に合ったところで乾燥率を定めていく。つまり、適正なところというのが今の段階では確定はできませんので、現段階においてはカタログ値の15を使っているということでご理解頂ければと思います。ですので、議員がおっしゃるようにもし7%が適正だとなれば、そこについてはもう少し材が必要になるので、2,300からもう少し増やそうということは当然、出てくるかと思えます。それと経費のところのですね、試算についてなんですけれども、売電、電気を売るときには40円ですね。それでその電力をその他のチップ乾燥機ですとか、それから所内の電力にそのまま使うのであれば40円の単価で計算していいんですけれども、売電は売電で、40円で売る。それから乾燥機等の電気は東電から買うとなれば、そこは単価が変わりますので経費としてはその分抑えられると思うんですね。ですので、どちらか使うかっていうのは、今後、そのFIT契約をする中でもっと詳細が見えてくると思いますけれども、いずれにしても安いほうの電力を使うのが我々にとっては適正だろうと思いますので、それは今後、協議の中で決めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、電力の話はともかく、水分率の話なんですけど、この水分率っていうのはもうV o l t e r 40を研究した人はですね、7%以上乾燥させないと安定しないってことはもうレポートされてるわけですよ。ちゃんとした機関紙で。だから15%以下っていうことでいく、発電するってことはまず無理だと思いますよ。さらにですね、じゃああの収入の話なんですけど、さらに減収要因としてですね、稼働率を課長のほうで示してくれた中では95%って見てるわけですね、稼働率を。それで稼働日数は計画日数で325日、年ね。それで年間、これでいくと年間40日稼働していないで計画では40、325日のうち40日はもう稼働しないっていう計算なんですよね。これ40日分なんですよね、多分。40日稼働しないってことじゃなくて、発停を繰り返すその損失とか見て、稼働してない分を見て40日分なんですよ。それでさらにそのカタログあたりでも、この稼働率を95%って見てるわけですよ。そうするとトータルも56日、稼働、56日分稼働しないわけですね。これ大変、収益面から見た

ら大変な減収ですよね。日本のスギを主体とするですね、木質年齢でこの奥州と同様の成果、性能を出すって難しいってというのはですね、予定した稼働率を実現できないということがあるわけで、このチップの乾燥率以下によってこの発電機発停が繰り返されるということはあるわけです。これをいかに減収に、稼働率を上げていくかっていうことが問題になるんですけど、それから今、課長、今言ったけど、15%でいくってというようなニュアンスだったけど、それだとまずこの95%の稼働率はちょっと難しいんじゃないかと思います。それと売電収入の要因としてですね、春から夏とか、ほかの要因、季節の要因、またほかの要因でこの再エネの発電量が増加してですね、売電側の出力制限の要請がされることもあるわけですね。こういうことに対しては、どう対応していくんだというということですけど。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。出力、まず制御については考慮していませんで、議員のおっしゃるように95%より下がる可能性というのも、もちろん否定はしません。視察の事例ですと、年間で325日以上稼働しているところも実際あるということもありますので、運用上こういったものをですね、やはり試していく、西伊豆町にやっぱり合った安定稼働するところの条件を見つけていくということになると思います。1番大事なのはやっぱり材の確保ですね。安定した材の確保ですね。先ほど申しましたように町内あるいは郡内も含めてですね、しっかりとその材を確保することがまず大切ということで考えております。いろんなリスクも考慮しながらですね、できるだけその95%の稼働に近づけて運用していきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 最後に言ったあの電力会社からのですね、出力制御の要請に対しては、どのように対応していくかということですけど。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。要請があればそれはその時々ですけども、対応する必要があるかもしれませんが、現段階においては試算でするのでそこは考慮には入れておりません。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その辺もだからどのように対応、いかによつてはね、この出力制御を受入れなくても良いっていう方法はあるらしいですから、その辺も研究したらいいんじゃないですかね。それでですね、収入、熱売電として615万円としてるわけですね。もうこの金額

は仮金額ってということですけど、どのような根拠でこの金額が上がってるか、私は分からないんですけど。この国が言うようにですね、このバイオマス発電ではですね、売電だけでなく売熱を共に行わなければ採算をとるのは厳しいということですね。仁科の一台だけがこの堂ヶ島温泉配湯所の加熱をボイラーとともに行いそうですね、売熱益を得るってわけですけど、堂ヶ島温泉配湯所の年間燃料代が2,400万円のわけですけど、この代替とするにはこの1台の発電機では熱量が足りないし、このボイラーとの併用って加熱するシステムっていうのは、これかなりコントロールするのは難しいんで、何か早々、計算通りには行くとは思われないんですけどね。どうしてこの3台ともね、売熱売電っていうことを行って、採算を上げるっていうことは考えなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。今回のこのバイオマス発電を実施するに当たりまして、乾燥チップが必要になります。これ買ってくることもできるんですけども、我々とする自前で乾燥するという方法を取ってるわけですね。この地域内でチップの製造ですとか乾燥を行う事業者がないということもありまして、この内製化するという必要があったということです。これをやるには2台分の熱が必要になるということがあります。それで熱供給を行うに当たりまして、熱の需要先と供給、熱供給の施設は近くに置く必要があるということになりますので、遠くなればその施設の整備費等も高くなってしまいます。ですので宇久須で予定しているその工場跡地っていうのは有効な拠点であるということになっておりまして、ただ一方で、そちらで全部熱の有効先、活用先をですね、見つけられるかということ、ちょっと場所的にも難しかったということです。ですので、2台については乾燥用で残り1台を仁科の温泉の施設のほうで使うというふうに分けるという結果になりました。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） それとですね、支出の面からですね、考えるとですね、この燃料費として1,068万8,000円上げてるわけですけど、それにそこの支出で運転維持費として2,158万1,000円を上げて、運転維持費より燃料費が安くなって、この一般的にはもう燃料費の方がバイオマス発電では高いっていうのが普通なんだけど、この燃料イコール原料指定してこの森林から間伐されてチップとなる、乾燥し、発電機に投入される処理までの付随する費用は全て燃料費だと私は理解してるんですけど、燃料費をいまだに原材料だけとしているようなことはね、計画としては随分杜撰だなと思うんです。この林野庁の補助事業による調査ではですね、中部地方の発電所の未利用の木質針葉樹チップの価格は、令和4年3、4半期の平均

で2万5,057円／絶乾トンですね、これ簡単に言えば、水分率0のチップ1トン2万7,577円なわけですけど、今回のチップでは、先ほど言われたようにチップの価格を抑えるためにね、木材運搬、チップ製造業者などを省き、自前でやることでこの今言った値段の3分の1以下の価格で試算してるわけですけど、単純計算でこの支出をね、3,226万9,000円の生の売電料9万3,600キロワットで割るとですね、確かに30円、キロワットでFIT価格40円より下回ってるんで採算ラインにはあるわけです。しかしながら、この売電料はですね、力率、稼働率、内部消費電力を無視したものでですね、各消費税を無視したのでこれらを勘案すればFIT価格、採算ライン40円／キロワットは超して採算割れになると思います。町長が主張するようにですね、整備の一部の回収をするっていう、この収支状況はつくり出せないような状況だと思いますよ。それで。

○議長（堤 豊君） 芹澤議員に申し上げます。

残り1分となりました。

まとめてください。

○5番（芹澤 孝君） 最後にですね、バイオマスのメリットとデメリットということで、メリットとしてですね、バイオマス発電はカーボンニュートラルだから良いという意見もあるわけですけど、バイオマス発電のCO₂排出とですね、森林伐採にかかる、森が減ることと、それに伴う重機の使用の排ガス、土壌からのCO₂排出など考えると、カーボンニュートラルにはなっていないという意見が出ている中でですね、町長が言われるバイオマス発電事業による川下を整備して需要をつくり、川上の山林主、森林事業者の利益を拡大し、それに付随する働く場所をつくり出すっていうのは、確かに国の使うジャックなわけですけど、川下の事業がしっかりした採算性がありね、収益がなければ、それぞれの川上の事業がそれぞれ付随する事業に発展しようがないわけですよ。よくて現状維持か、先細りとなり消滅するしかない。川下の事業に公金をつぎ込んで継続させ、川上の事業者や付随する事業者を保護するというのも、川下の事業を起こすとともに、大なり小なり既に行われていることでありですね、採算が、採算性が問われる事業。

○議長（堤 豊君） 質問者に申し上げます。

質問時間が80分を経過しました。

一般質問を終了してください。

○5番（芹澤 孝君） はい、じゃあ以上で終わります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君の一般質問が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時21分

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第2、議案第7号、西伊豆町附属機関設置条例を制定する条例案についてを議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第7号は、西伊豆町附属機関条例を制定する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第7号、西伊豆町附属機関設置条例を制定する条例案についてご説明します。

附属機関とは、地方自治法138条の4の第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問、調査を行うことを職務とし、法律または条例の定めるところにより設置する機関で、委員は第2号の特別職であることから報酬を支給することが必要となり、公務上の災害等については公務災害補償を受けることとなります。一方、附属機関でない委員会等の委員は、当該町村の地方公務員という身分を有しないという意味で私人として整理され、報酬は支給せず、当該町村の業務に貢献した謝礼として報償費、または謝礼金を支出し、当該委員の所属先の職務として参加している場合を除き、公的な災害補償制度はございません。当町におきましても各種委員会がございますが、附属機関に該当するのかわからないのか、整理ができていないのが実情でありました。今回、当町の例規集から委員会等112件を抽出し、そのうち附属機関に該当するかを各課で確認し、決定しました。執行機関につきましては、2ページの別表に記載されております。

町長部局で14、教育会部局の3、計17委員会を附属機関としております。

附属機関としての位置づけは、執行機関から諮問を受け、調停・審査・審議または調査を行い、委員会として答申する合議制を採用している。委員会として判断・結論、方向性等を示すもので、該当しないものはただ単に意見交換の場、担当者の連絡調整の場勉強会、研究会等となります。

1ページへお戻りください。附則としてこの条例は令和7年1月1日から施行します。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） すいません。この条例の名前なんですけども、課長が読み上げたときは附属機関設置条例ってなっていたんですけども。これものは附属機関条例で、名前は附属機関条例でよろしいでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。すいません。議案第7号の1番表紙あります。西伊豆町附属機関条例、これが正しいかと思えます。正しいです。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 申し訳ありません。この7号の条例、これがもう議案として出るので、今回、皆様のところ、予定のほうに入れました条例名、そちらのほうが誤りでございます。申し訳ありません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そうしますと、今、昨日配っていただいた1枚ぺらっと7号から19号まで記入されてるのありますけど、これも間違いっていうことですかね。この1番最初が。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい、すいません。議案用の説明でお配りしました両面コピーのものに関しましても条例間違っております。併せて訂正させていただきます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） これ第3条で、この条例に定めるほかっていうふうなことで、規則または教育委員会規則で定めるというふうなことであります。教育委員会部局と町長部局での附属機関というふうなことなんですけども、今後、この先、議会事務局ではそういった付属、附属機関というのは発生しないというふうな考えのもと、発生した場合には、今後、新たに条例を制定するっていうふうなことでよろしいですか。そういうふうになります。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 議会のほうはですね、附属機関にはならないということで、一般的に議会、町長等はそういう権限がないということになっております。で、議会事務局でのその条例、附属機関というものは存在しないということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 6ページをお願いします。6ページに西伊豆町担い手育成総合支援協議会、こういう名前があるんですけど、これはですね、次に掲げる事業に関することって1から5まであるんですけど、これは何人ぐらい総合支援協議会に入っておられるんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。お待たせしました。えっとですね、農業委員会ですとか、それから静岡県、それから賀茂農林事務所、JA、町が対象となっております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 農業委員会、農業委員会も入ってるんですか、これ西伊豆町担い手育成総合支援協議会。ちょっと何か、じゃあ農業委員会のほかにはここに掲げる協議会にはどんな委員会が入ってるわけですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） えっとですね、農業委員会、これそれぞれ代表の方がなってるんですけども、県賀茂農林事務所、それから伊豆太陽農協、農業協同組合、営農センター、それから農業委員会、農業経営振興会、町の産業振興課が対象となっております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） すいません。ちょっと僕のあれが、頭が混乱してるんですけど。西伊豆町の担い手育成総合支援協議会なんですよ。そこに何ですか、農協とかそんな方々も入っておられるんですか。

○議長（堤 豊君） はい、建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） この協議会は、認定農業者が立てた計画を、それが想定どおりできているかどうかとかですね。できてない場合はどういう対策をしたらいいっていうようなアドバイスをするというようなことを目的に、定期的を開催している会議になります。なので、町内の農業やってる方に対する支援を行うような、そういう協議会になります。

○議長（堤 豊君） そのほかございませんか。

いかがですか。

はい、質疑なしと認めます。

ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 4ページ、お願いします。4ページのこの西伊豆町老人ホーム入所判定部会のところの理解のことなんで、どう理解するのかなと思ったんですけど。ここにですね、町長が老人ホームへの入所措置が必要とみなしたものについて、その入所措置の可否を別に定める措置の基準に基づき総合的に判断する、これって何か1回町長がもういいですよって許可出したのに、なおかつ、また別の部会なり何なりでもう1回基準に照らし合わせて判断するってことですか。

○議長（堤 豊君） すいません。

はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 西伊豆町老人ホーム入所判定部会、こちらなんですけど、南伊豆にございます賀茂老人ホームの入所の判定になります。こちらのほうはですね、1市5町でやられてる関係もございまして、うちの町からこの方どうですか、入りたいんですけどっていう方を、名前を挙げましてですね、そちらの判定部会のほうで判定していただいて、入所の可否を決定していただくというものでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、課長、それは分かるんですけど。いや、その前に前段にね、町長は入所の措置が必要とみなしたもので、町長がね、もう許可出してるわけじゃない。もうね。そうなんないの。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 町のほうで入所が必要だと判断した場合であってもですね、やはり公平性というのがございますので、うちの町で入所は必要かと思われても、総合的に判断して、施設についてもですね、定員もございます。なので、むやみに受け入れること、

各町の判断の都合で入所を受ける、入所することもできませんので、公平に判断するというところで入所判定部会というのを設けてございます。

○議長（堤 豊君） そのほかございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第7号、西伊豆町附属機関条例を制定する条例案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） はい。挙手全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第8号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定する条例案についてご説明します。こちらは、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律におきまして、「懲役」及び「禁固」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することなどの改正が行われたため、地方公共団体におきましても、改正法の施行までに条例や規則中の「懲役」「禁固」を「拘禁刑」に改める等の改正を行う必要が生じたためでございます。施行日が7月、令和7年6月1日となっており、それまでに条例改正が必要のため、本議会に上程するものでございます。

議案書4ページをお願いします。議案書4ページ、ここより、これより9ページまでが関係している11条例それぞれの現行の右側、左側、「懲役」もしくは「禁固」の文言を右の改正案で「拘禁刑」に改めております。

2ページにお戻りください。附則として、この条例は刑法等の一部を改正する法律の施行の日から施行します。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これ、刑法が改正して条例の中の懲役・禁固が拘禁刑になって言うんですけども、例えばですね、9ページの真ん中の段で、現行で第20条、これが、懲役が拘禁刑となって、あとの文言は一緒なわけですけども、これどういうふうになるわけですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 今回は、懲役・禁固を国のほうが一本化して拘禁刑という名目に改正刑法、刑法を改正したことによりましたので、その言い方がそのまま懲役、もしくは禁固というのが無くなった、無くなりまして、それら全て拘禁刑という文言になったということになります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それでは、今までのその懲役とかそういう禁固とかは、文言がただ拘禁刑という文言に変わったほかは何も変わらないと、こういうことでよろしいんですね。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい、そのとおりでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今ね、課長はちょっと説明がいまいちなんだけど、拘禁刑と懲役刑と何だっけ。拘禁刑。禁固刑か、を一つにした理由っていうか、目的ね。一つにした目的、これがあるでしょう。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。これは国のほうで決めたことになっておりますが、そもそも懲役と禁固っていうのは刑務作業があるかないか。こちらで懲役もしくは禁固というふう
に区別されておりましたが、実態の刑務に関しましては懲役も禁固も差がなく、普通に労働、
刑務作業というのは行っているのが現状でした。それだもので国のほうもこの刑務作業を行
わせるかどうかは受刑者ごとに決定して、それぞれ受刑者の特性に応じたプログラムを実施
することで再犯防止や社会復帰につなげたいという目的のために今回、懲役・禁固を拘禁刑
に改めたということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第8号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制
定する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第9号、西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第9号は、西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） それでは、議案第9号について説明させていただきます。育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、超過勤務免除の対象を小学校の始期に達するまでの子を養育する職員まで拡大するとともに、介護離職防止のために仕事と介護の両立、支援制度を利用しやすい環境、支援制度を利用しやすい職務環境の整備等について定めるほか、所要の改正を行うものでございます。

議案書2ページをお願いします。こちらの第8条の2の2で対象となる職員の範囲を「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大しております。

続けて3ページをお願いします。こちらは介護休暇についてです。介護休暇につきましては、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等を義務づけ、第19条で職員が家族の介護に直面した旨を申出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知、意向確認。第19条の2で職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供。第20条で研修等の開催、相談窓口の設置等、職場環境の整備に関する措置についてを謳っております。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は令和7年4月1日から施行する。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 1ページをお願いします。19条のですね、2項に任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならないとあります。この40歳にこれ限定してる理由っていうのはどういったことでしょうか。40歳の職員でなければ説明しないということでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） この40歳に達する年度に説明しなければならないということは、まず国のほうは介護に直面する年代、高齢の世代ということと、もう一つの目的として40歳から第2号被保険者になります。介護保険の。そういうのもあるもので、介護保険制度の周知もそのときに一緒にするのが望ましいというところから40歳に達した属する年度に説明することを義務づけております。ただ、義務、あくまでも義務づけておりますけれども40歳にならなければ説明しないということはないです。個別の中で各家庭の事情等がありますので、その中で介護の休暇とかそういった相談、そういうようなものがあれば、こういった制度とか細かい説明というのはここで対応していくということで、40歳になったら情報提供はしますけれども、それ以前からそういったものは相談があればいろいろ柔軟に対応したいと思っております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の説明の中でですね、相談があったらその対応したいっていうことですが、まず一斉にですね、こういった制度がありますよっていうことは、当局、行政側としてはですね、職員に対してその説明していく予定はありますか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。職員のほうに関しましては、インフォメーションか何かで一度、周知はしたいかと思えます。あと40歳になったのは義務づけですんで、40歳になった職員には、その年代は年代で個別にちょっとお話をさせていただこうかとは考えております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、これ施行日が7年4月1日からっていうふうなことで、これ19条の2でですね、年度っていうことで謳ってありますんで、その対象者というのは大

体どれくらい、うちの、当町ではいるのかっていうのがまず一つと、あとですね、いろいろなレクチャーとかあるんですけども、ちょっと調べてみますと自治体の労務組合等からですね、いろいろな両立支援のガイドブックだ、ハンドブックだ、パスポートだっていういろんなものが出てくると思うんですけども。そういったものをいろいろと活用して、いろいろ研修とかやるのかっていうふうなことはいかがなもんですか、その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 対象の40歳に達する方というのは細かな数字はないんですけども、各学年で二、三名ぐらいかと思われます。実際の数字はないんですけども、一覧表を見たときに40歳ぐらいは2人ぐらいだなっていうのがありましたので、数名程度かと思えます。もう一つのほうですけれども、まだ具体的にその辺の研修とかをどうしようかとかっていうところまで、具体的なものは決めておりませんが、年間通した職員研修とかありますのでそういったところで研修するのかっていうところはまだこれから考えたいと思えます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 2ページで言ったほうがいいですね。改正案1番上、8条の2ですけれども、小学校就学の始期に達するまでの子、3歳に満たない子、小学校就学の始期に達するまでの子ってあるんですけど、簡単には6歳と考えてよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。小学生に入学する前での歳ということで、ここで言う始期に達するまでということは3月31日という、までということでご理解していただければと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3月31日までっていうことは、6歳、小学校上がるわけですよ、4月2日から。3月31日までと、6歳と。その辺どうなんですか。もう6歳に、町長。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。字面通り読むとですね、現行は3歳に満たない子ということなんで、3歳を満たしてしまうと要は、その方が、誕生日が5月だと5月で切れちゃうんですよ。ただ始期までっていうことになると、その年になったとしてもまだ入学してないんで5月生まれの子とか要は、4月5月6月とか早い子はギリギリまで、学校入学まではオーケーですよ。今の時点だと早生まれの子はそこに近いわけですけど、4月5月の子はないわけ

じゃないですか。だから逆に有利になっているというふうに捉えてもらったほうがよろしいかと思います。入学直前までこの休暇の範囲に入りますよと。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） さっきの課長の説明、4月1日って言ったけど、ごめん。3月31日って言ったけど4月1日じゃないんですか。4月2日生まれから新しい学年、つまり学校に入れる年齢じゃないですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） すいません。私のほうが間違えておりました。4月2日になりますので、までだと4月1日ということになります。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第9号、西伊豆町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第10号、西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第10号は、西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは、議案第10号について説明させていただきます。

こちらは先ほど議案第7号で承認していただきました西伊豆町附属機関条例に基づきまして、委員の職で臨時または非常勤のものは地方公務員法第3条第3項第2号の規定に規定する特別職に当たることから報酬が支給されます。この報酬については、地方自治法第203条の2の第5の5項の規定によりまして報酬の額と支給方法について条例で定めることとされておりますので、今回この条例、西伊豆町附属機関設置、附属機関条例に伴いまして、附属機関の委員についての文言を改正するものでございます。

3ページをお願いします。3ページの新旧対照表の1番下段、下線部の「その他の委員」こちらの文言につきましては、5ページをお願いします。

5ページの中段の下線部「その他の附属機関の委員」に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。附則として、この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3ページ見てください。3ページでその他の委員の上に鳥獣被害対策実施隊員、この方、隊員ってなってるんですけどこの所だけ。あとはみんな委員ですけど。

1,500円となってるんですけど、この方は任命されてるんですかね。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。一応、鳥獣被害対策実施隊っていうのを各市町で組織しましょうというのが以前、そういう制度に変わって西伊豆町も猟友会のメンバーの方にこの実施隊員になってもらっているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第10号、西伊豆町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第11号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第11号は、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 失礼しました。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） はい。それでは、議案第11号西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。改正の概要ですが2点ございます。

1点目ですが、改正点につきましてお配りしました議案第11号資料をご覧ください。「令和7年度税制改正大綱」を踏まえ、保険料負担の公平性の確保、及び中所得者層の負担軽減のため、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、2点目は低所得者に対する保険税の軽減措置の拡充を図るもので、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得の引上げについてでございます。

それでは、議案書の説明をさせていただきます。お配りしました議案書の2ページ、新旧対照表をご覧ください。下線部分が改正の箇所となります。2ページの上段、第2条第2項、「65万円」を「66万円」に改正するものです。これは基礎課税額に係る課税限度額の引上げ規定です。これにより、2ページ下段、第20条の第1項も同じく「65万」から「66万円」に改正されます。2ページ中段、第2条第3項、「24万円」を「26万円」に改正するものです。これは後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ規定です。これにより、2ページ下段、第20条の第1項も同じく「24万円」から「26万円」に改正されます。

続きまして、3ページ、第20条第2項、第1項第2号ですが、こちらは5割軽減の規定となります。1人につき「29万5,000円」を「30万5,000円」に引き上げるものです。

続きまして、4ページ中段、第3号ですが、こちらは2割軽減の規定となります。1人につき「54万5,000円」を「56万円」に引き上げるものです。改正点は以上です。

では、資料を戻りまして1ページの中段をご覧ください。改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。施行期日ですが、この条例は令和7年4月1日から施行します。次に経過措置ですが、この条例による改正後の西伊豆町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。なお、本件の改正につきましては、国保運営協議会に諮問し、妥当と答申を頂いているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 今、西伊豆町の国保の会計は国保税の7倍ぐらいが保険給付に使われている状況で、とても保険として成り立っているものではないです。それでもこの制度が維持されているというのは、今、町が県に納めたお金と、あとは保険給付に使えるお金が県から来る、その県、国にお世話になって成り立っているという状況でございます。その中で、県国のほうからこのように変えてほしいという話が来たときに西伊豆町としては断れるものではないと考えます。しかしながら、ごく少数であります。住民の方に負担増をお願いするということでございます。そのことについて、では上から言われましたんでこれでお願ひしますというわけにはなかなか言うことができません。やはり誰かはその人たちの権利、考えてあげなければいけないなって思いました。なので私、今回も反対させていただきます。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 国民健康保険税、安いにこしたことはないんですが、負担の公平性を図るため、また中所得層の負担軽減のためにこういうような保険税の改正が出てきたと考えておりますので、私は賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に議案に賛成者の発言を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第11号、西伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 9分

再開 午後 2時13分

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第7、議案第12号、西伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第12号は、西伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） それでは、議案第12号についてご説明させていただきます。今回の一部改正につきましては、子ども家庭庁の発足に伴い、上位法令である子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより市町における子ども・子育て会議について規定された条項に条ずれを生じたため、西伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正したいものでございます。子ども家庭庁の発足に伴い、従来の子ども・子育て会議を廃止されまして、その役割は子ども家庭審議会に引き継がれております。この子ども家庭審議会は、子ども家

庭庁設置法第6条に基づいて設置がされているところでございます。一方で、地方公共団体における子ども・子育て会議は、引き続き子ども・子育て支援法に基づいて設置されております。したがって、子ども家庭庁発足後、国レベルでは子ども家庭審議会が子ども家庭庁設置法に基づいて設置され、地方レベルでは子ども・子育て会議が子ども・子育て支援法に基づいて設置されているということになります。

それでは議案書の2ページの新旧対照表をご覧頂きたいと思います。表の下、表の下線部分が改正箇所となります。左側の現行欄、第1条から第3条までの「第77条第1項」を右側の改正案の欄のように「第72条第1項」に改めるものでございます。

それでは1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、第12号議案の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これ令和5年の4月に施行で改正されてたんですけど、なぜ今まで触れてこなかったんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 議員のご指摘のとおりですね、今回、子ども・子育て支援事業計画を策定しているときにですね、改正漏れに気づきまして、大変申し訳ございませんが、今回の上程になったということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第12号、西伊豆町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号から議案第14号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第8、議案第13号、西伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例案についてから日程第9、議案第14号西伊豆町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてまでの2件についてを、関連しますので一括議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第13号、西伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例案についてと、議案第14号、西伊豆町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例案については、内容が同じでございますので担当課長から説明をさせていただき、ご審議を頂ければというふうに思います。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 議案第13号及び第14号の提案理由を説明いたします。2級河川仁科川で行われているような小水力発電は、小規模な水流を利用して電力を精製する発電方法で、大規模なダムを使用する発電とは異なり、少ない数量や低い落差でも発電が可能で再生可能エネルギーの中でも特に持続可能で安定的なエネルギー供給手段として近年注目が集まっています。町が管理する河川においても発電の可能性調査を行いたいとの問合せが複数来ており、その中の一つである普通河川白川においては約1年間の水量調査が行われ、具体的に事業化の検討がされているところです。発電が開始された場合には、流水を占有することの料金を徴収したいのですが、現行の条例では、発電のための流水占有料が定められてい

ないことからその規定を追加したいものです。発電のための流水占用料については、河川法施行令第18条第1項第3号で国土交通大臣が定める額の範囲内であることと規定されており、また省令において算出方法が示されておりますので、その算定式を採用します。

議案第13号の新旧対照表3ページをご覧ください。現行は発電以外の流水占用料の規定のみとなっております。

4ページのほうをご覧ください。改正案では、1発電のための流水占用料の表を追加しております。揚水式発電所は、くみ上げた水を貯めておき、需要が高い時間帯に下流に流し、その落差エネルギーを利用して水車を回して発電する発電所で大規模なダムを用いた発電をイメージしていただければと思います。小河川では揚水式発電所以外の発電所の区分になります。流水占用料の年額算定式については、ご覧のとおりになります。

1ページにお戻りください。附則です。この条例は令和7年4月1日から施行したいものです。

以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決を行います。先ほど一括議題と言いましたが2議案については、それぞれの区分を質疑等行います。

まず先に議案第13号、西伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例案についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 1ページをお願いいたします。ここに下の表のところのですね、種別っていうところがあります。ここに発電以外の原動力に供するものとありますけども、これ具体的に西伊豆町ではどんなものに使っているのか、また使っていないのであれば、どのようなことを想定しているのか、お伺いいたします。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 現在、流通占用料については、採石場の事業者さんが工業の用に供するものということで徴収しているもの以外は該当がありません。発電以外の原動力というのは、例えば、水の力で水車を回して精米するとかですね、あるいは製材するとか、そういったものが想定されるのではないかと思うんですけども、当町では該当がないということです。

○議長（堤 豊君） そのほか、いかがでしょうか。

10番、増山勇君。

○10番（増山 勇君） あの今、最初の説明の中で、小規模発電っていうことが、お問合せがあるとされたんですけども、現況、西伊豆の河川ですね、どれぐらいの規模で発電をしようという希望があるのか、その辺は。また町としてそういう調査をしたことあるかどうか、その二つを聞きます。

○議長（堤 豊君） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（長島 司君） はい。昨年ですね、5月8日の大沢里地区での町政懇談会のときに、民間事業者の方が大沢里地区のほうに来てですね、水力発電をやりたいというようなお話があったんですけど、何らそのあと話がないのでどうなってるんだろうかっていうことがありました。そのあとその業者さんのほうに連絡をしまして、6月の23日の日にその業者さんと、あと大沢里地区の区長さん以下12名の方といろいろそこで協議をして、今後の事業展開というか、それについて伺ったところです。現在はですね、まだ調査をしている段階でどれぐらいの水力発電ができるかっていうところはまだ出ておらないんですが、町と地区のほうにはですね、9月と12月、それぞれその調査結果の報告をですね、頂いておまして、まだ結論は出ていないんですけども、現在そのような状況でございます。大沢里地区の河川についてですね、今進んでいるというのはこの1件かなというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） はい。建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 電力の、ごめんなさい。再生可能エネルギーによる小水力発電をやりたいっていう会社、複数問合せは来ています。白川についてもね、3社、一応、可能性はどうなんだというような問合せが来てやってるんですけども。その中の一つ、今、1年間かけてモニタリングしたっていうところがもう実際にできそうだというような話になっているので、今回その料金を徴収するということを前提とした条例改正を行うというものになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これはあれですか。西伊豆町普通河川と14号でいう西伊豆町準用河川占有料、これの区別ですね、例えばあれですよ。仁科川は西伊豆町普通河川じゃなくてあ

これは県のものですよね。ですから西伊豆町のこの普通河川と準用河川の違いをまずはお聞きしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） 河川の等級として1級と2級、準用河川、まずこの三つがあります。この三つは、河川法の適用を受ける河川というものになります。1級2級は国の直轄か、もしくは県の管理ですよね。仁科川も当然、県の管理になっています。準用河川というのは、1、2級に準じた扱いの河川ということになります。これは町管理のものになります。町内では、準用河川は6河川ありまして、かつては準用河川の改修補助金って何か、補助制度があつてですね。普通河川を格上げして、補助金を受けて工事をやったっていうふうな経緯がございます。一方、普通河川というのは河川の法の適用を受けない生活の身近な小河川というような扱いのものになります。こちらについては、別途、条例のほうで構造基準の等を定めて、条例化している河川になります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると課長、この西伊豆町普通河川っていうのは河川法のあれを受けないというんですと、具体的に西伊豆町だとどこの川になるんですか。準用河川はね、町のあれですから頭で分かるんですけど、西伊豆町の普通河川というのはどこですか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） まず、準用河川のほうのちょっと説明をしたいと思います。6河川あつて、宇久須の不動尊川、それから一色の川金川ですね。それからこれが今2級河川水系の中の準用河川、単独水系としては、宇久須の深田川、深田川っていうのは丸協組さんからクリスタルビーチのところのあの川です。それから小田瀬川、田子の井田子川。それから大田子の太田川ですね、この六つが準用河川です。それ以外の普通河川というのは157指定されています。なので、ちょっと名前一つずつは申し上げませんが、はい。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうするとあれだね、準用河川のほうが1級2級河川の次に来るあれで、普通河川は準用河川のまたその下のところ、等級、等級のこと言ってるというふうに捉えてよろしいでしょうか。

○議長（堤 豊君） 建設課長。

○建設課長（久保田寿之君） はい。川の大きさの大小にかかわらずですね、等級としては議員のおっしゃるとおりです。

○議長（堤 豊君） そのほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第13号、西伊豆町普通河川条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（堤 豊君） 次に日程第9、議案第14号、西伊豆町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例案についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

いかがでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。ないようですから質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第14号、西伊豆町準用河川占用料徴収条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第14号は原案のとおり決定されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第10、議案第15号、西伊豆町水道事業、失礼しました。

水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第15号は、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） それでは、議案第15号について説明させていただきます。今回の改正は、水道整備管理行政の機能強化や携わる職員数の減少に伴い、水道法施行令によって資格要件が定められている敷設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから資格要件の見直しが行われることによる関連条例の改正となります。

4ページをお願いします。4ページから6ページの上段にかけてが敷設工事監督者の資格、第49条の新旧対照表となります。左側に現行、右側に改正案を記載しており、変更箇所を下線で表示しております。資格要件としまして、現行では第49条第1号で大学で土木工学もしくはこれに相当する過程において、衛生工学もしくは水道工事を修めて2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者、同じく第2条で上記以外の学科を修めて、3年以上、水道に関する技術上の実務に従事する必要がありましたが、改正案では1年6か月以

上となりました。また現行の学歴・学科要件では、土木工学科以外の学科を考慮していませんでしたが、改正案では第2号に機械工学科もしくは電気工学科、またはこれに相当する課程を追加し、2年以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されます。続きまして、現行の3号では、短期大学や高等専門学校や専門学校において土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上、水道に関する技術上の実務に従事する必要がありますでしたが、改正案では2年6か月以上とし、改正案第4号に機械科もしくは電気またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されました。4ページ左下の現行4号では、高等学校や中等教育学校においては、土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、実務経験が7年以上必要とされていたのが、5ページ、改正案第5号では3年6か月以上となり、また改正案第6号として機械科もしくは電気科またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されます。5ページ中段右側、改正案第7号は、現行第5号で10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が5年以上となります。現行の第6号は、第1号、第2号、大学卒業者であって、大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後、改正案第8号では、第1号の卒業者は1年以上、第2号の卒業者は1年6か月以上、水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有することとなります。改正案第9号については、外国の学校における必要要件を明文いたしました。現行第8号については、技術士法の上下水道部門に合格した者で、1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者を改正案第10号では6か月以上とします。

6ページをお願いします。改正案11号については、建設業法施行令の規定による1級の技術検定に合格した者で、1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されました。続きまして、水道技術管理者の資格第50条の新旧対照表となります。改正案第1号、大学で土木工学もしくは土木科またはこれに相当する課程を修めて卒業した者は、1年6か月以上で短期大学や専門学校で土木工学を修めた者は、2年6か月以上、高等学校卒業、高等学校卒業で土木工学を修めた者は3年6か月以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者とします。改正案第2号、土木工学科及び土木科以外の工学、理学、農学、医学もしくは薬学の課程を修めて卒業した者は、現行4年以上が、改正案では2年以上、短期大学や専門学校で同様な課程を修めた者は、現行は6年以上が、改正案では3年以上、高等学校等卒業で同様な課程を修めた者は、現行が8年以上で改正案では4年以

上となります。6ページ左下現行第3号は、10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を要していたのが、7ページ、改定案3号では5年となります。改定案第4号、大学で工学、理学、農学、医学及び薬学の課程以外を修めて卒業した者は、現行5年以上が、改定案では2年6か月以上で、同じく短期大学や専門学校は、現行7年以上が改正案では3年6か月以上、高等学校では同様な課程を修めた者は、現行9年以上が、改定案では4年6か月以上となります。改定案第5号については、外国の学校における必要要件を明文いたしました。改定案第6号では、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者となります。

8ページをお願いします。改定案第7号では、技術省の規定による2次試験のうち上下水道部門に合格した者で、6か月以上、上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されました。改定案第8号では、建築業法施行令の土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者で1年6か月以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されました。

3ページにお戻りください。附則になります。この条例は令和7年4月1日から施行します。

以上で議案第15号についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、堤和夫君。

失礼しました。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 課長ね、これ全てのあれが、改正案だと期間が短くなってるんですけど、ただ、その6か月以上、上水道に関する技術上の実務に従事した経験を持つ者っていうこの文句が全てのところに入ってるんですけど、やはり水道法でこの水道のそういう経験を持ってなければ駄目だと、従事出来ないということなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。例えば、企業課でいいますと水道温泉係と業務係があるんですが、ここでいうこの実務っていうのは水道温泉係で、やっぱり現場に出てそういった配管

に携わっているような工事になります。あとここで言っています敷設工事監督者というのは、普通の配管の工事ではなくてですね、施工方法によって供給する水の水質に影響を与えるような、例えば、今、先川浄水場でやっております大きな浄水地の改修工事、ああいったものを施工する際に必要なものとなります。ただ、職員としましても限界がありますので、あの規模になりますと施工管理業務委託ということで業者に委託することがございます。以上です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これは短大とか高卒まで、中卒までこうあるわけですけども、免許証みたいな管理者、施設、施工管理者、水道法の、そういう免許証みたいなものを、例えば、町長名前でやるとか、そういうような仕様、なんていうか資格を持っている証明書みたいなのは発行しないんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。えっとですね、水道技術管理者につきましては、私の場合、研修を受けて取得しました。その場合には卒業証書というのがありまして、その卒業証書の写しと一緒に県のほうへ私が水道技術管理者だよということで届出を出しております。あと敷設工事監督者の関係なんですけど、すいません、あの監督者証っていうのは恐らく無いものかと思われまして。ただその工事の種類に応じてですね、普通の配管工事でしたら免許証っていうのは要らないんですよ。そして町が行うような配管の工事になりますと、例えば、配管技能士ですとか配管工事監理技師って国家資格になりますので、そういったのは資格というか免許証がございまして。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうすると、我が町でいうと水道に携わる業者さんというのは何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。水道の給水装置の関係の届けだけでいいと29件、こちらは町外も合わせてです。町内だけですと12件ございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございせんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） この両方の資格ですね、西伊豆町自前で何人ぐらいおるんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） えっとですね、今現在ですね、敷設工事監督者の資格要件、旧の資格要件ですと、この敷設工事監督者というのは2名です。これが新しい基準になると7名になります。そして水道技術管理者の資格なんですけど、こちらについては今現在ですと4名です。新しい改正後になりますと11名になります。以上です。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） これは資格要件ってということで、もうこれをクリアしてれば、さっき質問が出たのかな、免除だとかそういうものっていうのはあるんですか。つまりこういう資格持ってますよ、こういう工事に、その証明っていうのはどういうふうにするんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） 敷設工事監督者、例えばですね、今現在もそういった証明っていうのがあつたわけではございません。ただ、先ほど言いましたように大きな工事となると施工管理業務委託という形で業者に委託するような感じとなっております。ですからそちらの業者のほうが当然、資格ということでその辺りは証明のほうを添付しております。あと水道技術管理者については、1事業者、西伊豆町で1名、必ず1名居なければならないということで、それが、私が先ほどお伝えしましたように私となっております。そして県に届出をしております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） はい。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第15号、西伊豆町水道事業給水条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第11、議案第16号、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第16号は、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） それでは、議案第16号についてご説明いたします。今回の改正は令和7年2月21日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、この条例の改正をするものでございます。内容につきましては、損害補償額の算定の基礎となる損害補償基礎額の改正及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改正でございます。損害補償の額や内容については、一般職の給与に関する法律で定める俸給月額や一般職の地方公務員の補償制度等を参考に定められております。令和6年12月に給与法が一部改正され、俸給月額及び扶養手当支給額が改正されたことに併せて、損害補償基礎額を改正するものでございます。

それでは議案第16号の2ページの新旧対照表をご覧ください。下線を引いた箇所が改正点となっております。第5条第2項第2号の下から4行目をご覧ください。現行9,100円を改正案では9,700円とし、その下の現行1万4,200円を改正案で1万4,500円に改正したいものでございます。こちらは消防水防及び救護活動従事者が損害を被った場合の補償基礎額と、増

額できる最高額を定めたものでございます。その下の3項の最下段をご覧ください。現行または第3号から第6号までのいずれかを改正案では削除し、すいません。

次のページ、3ページをご覧ください。現行217円を改正案では100円に、その下の現行330円を改正案では383円を第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円に改正したいものでございます。こちらは給与法で配偶者及び子供に対する扶養手当の金額が改正されたことに伴い、本条例内の加算額を改正したいものでございます。第3項の第1号は配偶者の規定となっており、扶養手当が減額されたため、加算金額が減額したものでございます。第2号はこの規定となっており、子供の扶養手当が増額されたため、加算額を増額したものでございます。また第3号から第6号につきましては増額となっております。その下の第4項をご覧ください。現行（以下この項において「特定期間」という）を改正案では削除し、現行特定期間を改正案では当該期間に改正したいものでございます。こちらは分限の改正となっております。

続きまして次のページ、4ページをご覧ください。別記1-1が現行で、別記1-2が改正案でございます。こちらは消防団員の補償基礎額を階級・勤務年数別に定めております。団長及び副団長につきましては、勤務年数10年未満で1万2,500円を1万2,900円に、10年以上20年未満で1万3,350円を1万3,700円に、20年以上で1万4,200円を1万4,500円に改正したいものでございます。続きまして、本部長、分団長、副本部長及び副分団長につきましては、10年未満で1万800円を1万1,300円に、10年以上20年未満で1万1,650円を1万2,100円に、20年以上で1万2,500円を1万2,900円に改正したものでございます。続きまして、部長、班長及び団員につきましては、10年未満で9,100円を9,700円に、10年以上20年未満で9,950円を1万500円に、20年以上で1万800円を1万1,300円に改正したものでございます。

1ページにお戻りください。附則をご覧ください。第1条の施行基礎期日につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行したものでございます。第2条の経過措置としましては、この条例の適用日以降に支給すべき事由に生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由に生じた同日以後の期間に係る疾病補償年金等は改正後の規定を適用し、同日前に支給すべき事由に生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由に生じた同日前の期間に係る疾病補償年金等は、従前の例によるとしたいものでございます。

説明は以上となります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に関する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 説明の3ページのところですけど、ここで改正案のほうは扶養親族1人につき100円ですね。前は扶養親族1人につき217円、減額になってるわけですね。これ、扶養親族って配偶者を示してるわけですけど、これ先ほど課長は給与法が改正されたからこれ減額だって言われましたけど、それだけで減額されたっていう理由っていうか、何か根拠は示されてないと思うんですけど、その辺の詳しいところもう一度、説明をお願いします。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。こちらの加算額につきましてはですね、上位法令であります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令というもので定めております。その中で扶養親族のある場合における補助額の加算額ということで、こちらにつきましては給与法の扶養手当支給額を、日額換算をして定めているということで、一応、上部法令に基づいて今回、この条例を改正したいというものでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、給与法の職員、照らし合わせてね、改正するって言われましたけど。それはあの非常勤じゃなくて常勤職員の給与法だよ。そうですね。だからこの消防団非常、非常勤消防団員をそこまでその給与法があるからといって、こちらの減額に準じた減額をするってことは、どうなんですか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） こちら給与法を先ほどお話をさせていただきました、実際に一般の給与に関する法律というところにある俸給の月額手当、そういったところも参考に条例は改正案が出ておりますので、そちらを準じてやっているということでご理解頂きたいと思えます。扶養手当につきましては今回改正でですね、配偶者につきましては減額という方向でございました。ですので、その代わりとしてはあれですけど、逆に子供のほうの手当が上がっているということで、やはり上がる上がらないケースバイケースで対応していきたいと思ひまして、今回、上位法令に準じて提案をさせていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） その給与法はね、それは常勤職員の適用されるべきもので、それはそれなりに今度企業改正でいろんな手当が改正されているわけです。それに伴って、こっちはこういうあれを減額するってことなんだけど、けど非常勤職員って消防団員でしょう。消

防団員を常勤職員の構成面の給与と同じように扱って、こっちまで減額するっていうのはいかなものかということなんだけど。課長はあの上位条例、上位法令って言うてるけどそれだけで決めてね、良いものか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。こちらの消防団の公務災害の補償の関係につきましては、実際に事務を取り扱っているところはあの消防団と公務災害補償等共済基金というところでこういった事務を行っております。そこで実際に消防団に支給する場合はということで、先ほど言った一般職の関係の法律、そういった上位法令に基づいて、補償額の基礎額を算出しているということで、やはりここはそちらに準じて改正していかないと、逆にそちらで基金のほうでつくったこの案ですね、それと変わっていくと今後の支給の関係で、またいろんな手違いとか出てくる可能性もありますので、できれば今回、この基金が示した条例案と準じてですね、改正をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 4ページ見てください。4ページで改正の20年以上勤めてもですね、300円、400円、500円。これ公務災害の今、防災課長が言ったように支給のあれがあるんでしょけれども、どうなんですか、町長。ここをもうちょっと町でも保障して消防団員の確保にもう少し、西伊豆町は公務災害になった時もこんだけ補償しているよみたいな、そういうようなことは出来ないんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。やろうとすればですね、条例を改正すれば出来るわけでございますけれども、今まで根拠としているものが上位条例を根拠としておりますので、1回逸脱をしますと何を根拠にその金額を決めたんだっていうことになってしまいます。ですので、先ほど芹澤さんの言わんとしたことも理解は出来るんですけども、やはり上と整合性を併せておかないと町独自のということですね、やり続けると何かあったときに何の根拠でこの数字なんだということがついてまわってまいりますので、皆さんのおっしゃることはよく理解はできますけれども、この条例でお願いをできればというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第16号、西伊豆町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが暫時休憩します。

休憩 午後 3時 5分

再開 午後 3時14分

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第12、議案第17号、西伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給にする条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第17号は、西伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） それでは、議案第17号についてご説明いたします。今回の改正は令和6年12月27日に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、この条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金が町に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分を、新たに35年以上区分を追加するため改正したいものでございます。

それでは議案第17号の新旧対照表の3ページをご覧ください。今回、条例第2条関係の別表を改正したいものでございます。

4ページをご覧ください。こちらは別記1-1の現行となっております。

次のページの5ページをご覧ください。こちらは別記1の改正案となっております。今回、改正案に変更となった箇所に下線を引かせていただきましたので、こちらで説明させていただきます。勤務年数の欄ですが30年以上に35年未満を追加し、新たに35年以上を追加したいものでございます。また35年以上の支給額の欄ですが、団長は107万9,000円、副団長は100万9,000円、本部長及び分団長は94万9,000円、副本部長及び副分団長は94万9,000円、部長及び班長は83万4,000円、団員は78万9,000円、機能別消防団員の団員は39万5,000円を追加したいものでございます。

1ページにお戻りください。附則をご覧ください。第1条の施行期日としましては、この条例は令和7年7月1日から施行したいものでございます。内示、第2条の経過措置としまして、この条例による改正後の西伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例によるようにしたいものでございます。

説明は以上です。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 1ページをお願いします。勤務年数ですけども、我が町で1番長く勤務されてる方どこの、表でいうとどこ、25年以上30未満とかどこに該当いたしますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 防災課長。

○防災課長（真野隆弘君） すいません。実際に勤務年数の1番長い方については、この7年の4月1日を迎えて、一応、45年になる方が1番長い方でございます。それで役職はすいません。ちょっと控えさせていただければと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 町長ね、45年、35年以上がいるとは僕ちょっとびっくりしたんですけど。45年もう消防団員として消防ボランティアに出ているっていう方には、やっぱり町としても何か感謝状の1枚ぐらいはと思うんですけど、どうなんですか。いや、私もね、賞状、20年で議員の賞状をもらいましたけども。紙切れ1枚ですけども、やっぱり20年もよくやったなんて思って飾ってはないですけど、どっか埃にまみれてますけど、貰ったときはやっぱり嬉しかったもんで、そういうものを考えてやっちはどうなんでしょうか。いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。この前の出初めでもそうですけれども勤続功労賞というのは、多分、団のほうであったりとか、県の消防協会のほうから出ておられるのかなというふうに思いますけども。考えてみますと確かに町のほうからというものは無いのかなというふうに思いますんで、今後、防災課のほうとちょっと協議をしてですね、本当に長くお勤めの方につきましては、町のほうから何かしらのそういったものを差し上げるということもですね、大分励みになるのかなというふうには今、議員の質問を聞いて思いましたんで、検討させていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第17号、西伊豆町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第13、議案第18号、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野浄晋君） 議案第18号は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） それでは、議案第18号について説明します。静岡県市町総合事務組合を構成する地方公共団体である「西豆衛生プラント組合」が令和7年4月1日から名称を「西豆広域行政組合」に変更することに伴い、本組合同規約について所要の変更を行うものでございます。

新旧対照表の3ページをご覧ください。上段の別記1-1、現行の3行目「西豆衛生プラント組合」を別記、下段の別記1-2、改正案の3行目になりますが、ここの「西豆広域行政組合」に変更とさせていただくものです。同様に4ページにつきましては、第3条に関わ

る現行5ページが別記2-2で第3条に関わる改正案になりまして、それぞれ「西豆衛生プラント組合」を「広域行政組合」に変更するものでございます。

1ページにお戻りください。附則としてこの規約は令和7年4月1日から施行します。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第18号、静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第14、議案第19号、西伊豆町、西伊豆町営テニスコートの条例を廃止する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第19号は、西伊豆町営テニスコート条例を廃止する条例案についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。それでは議案第19号についてご説明いたします。

本議案につきましては、来年度からですね、新斎場建設に伴う解体造成工事に着手するため、西伊豆町営テニスコート条例を廃止したいものでございます。

1 ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、簡単ですが議案第19号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第19号西伊豆町、西伊豆町営テニスコート条例の廃止に対する、条例案についての原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり決定されました。

可決されました。

失礼しました。

◎散会宣言

○議長（堤 豊君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時28分